

人身取引対策行動計画2009の概要

現行計画(平成16年12月策定)

在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 → 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

人身取引の実態把握の徹底

総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引の防止

- (1) 潜在的被害者の入国防止
 - 出入国管理の強化
 - 偽変造文書対策の強化
- (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
 - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
 - 不法就労対策を通じた人身取引の防止(※)

3 人身取引被害者の保護

- (1) 被害者の認知
 - 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
 - 取締り過程における被害者の発見(※)
- (2) 被害者保護の徹底
 - 被害者としての立場への配慮
 - 被害者の法的地位の安定
- (3) シェルターの提供と支援
 - 婦人相談所における母国語による通訳サービス
 - 被害者に対する法的援助に関する周知等
- (4) 被害者保護施策の更なる充実
 - 中長期的な保護施策に関する検討等
 - 男性被害者等の保護施策に関する検討
- (5) 帰国支援の推進
 - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

2 人身取引の撲滅

- (1) 取締りの徹底
 - 人身取引事犯の取締りの徹底
 - 売春事犯等の取締りの徹底
 - 児童の性的搾取に対する厳正な対応
 - 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底(※)
- (2) 国境を越えた犯罪の取締り
 - 外国関係機関との連携強化
 - 国際捜査共助の充実化

4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

- (1) 国際的取組への参画
 - 人身取引議定書の締結
- (2) 国民等の理解と協力の確保
 - 人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等
 - 性的搾取の需要側への啓発
- (3) 人身取引対策の推進体制の強化
 - 関係行政機関職員の知識・意識の向上
 - 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進
 - 外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携

注: 赤字は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>(ア) 平成10年5月18日雇発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(イ) 平成10年5月18日雇発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童</p>	<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>(ア) 平成10年5月18日雇発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(イ) 平成10年5月18日雇発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童</p>

新	旧
<p>等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業</p> <p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>カ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のイに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業</p> <p>(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>(ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</p> <p>(エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p>	<p>等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業</p> <p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>カ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のイに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業</p> <p>(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>(ウ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</p> <p>(エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p>

新	旧
<p>(オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。<u>ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。<u>ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。<u>ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(以下略)</p>

新

旧

別表

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業（主任児童委員等研修） 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 325,000円</p> <p>2 カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ・ カウンセリング促進事業 706,000円 ・ 家族療法事業 1,991,000円 ・ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円 ・ 宿泊型事業 4,355,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>2,109,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 250,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業（主任児童委員等研修） 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 325,000円</p> <p>2 カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ・ カウンセリング促進事業 706,000円 ・ 家族療法事業 1,991,000円 ・ ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円 ・ 宿泊型事業 4,355,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>2,108,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 250,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新				旧			
	<p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (複数実施可能) ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体活動推進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円 ・民間団体育成事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,253,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり <u>5,619,000円</u></p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>693,000円</u></p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 992,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>4,800,000円</u></p>				<p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (複数実施可能) ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体活動推進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円 ・民間団体育成事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,253,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり <u>5,637,000円</u></p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>691,000円</u></p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 992,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり <u>5,000,000円</u></p>		
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 615,680円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり <u>2,855円</u> ②事業実施前研修会費 <u>169,000円</u> ③活動検討会 1回当たり <u>30,000円</u></p>	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 615,680円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり <u>2,815円</u> ②事業実施前研修会費 <u>174,800円</u> ③活動検討会 1回当たり <u>33,000円</u></p>	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費	1/2

新

旧

	<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p>	<p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>			<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p>	<p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>		
児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1か所当たり 7,186,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 598,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1か所当たり 7,186,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 598,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2	
		<p>退所児童等アフターケア事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2					

新				旧			
里親支援機関事業	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>3,993,000円</u> 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり <u>7,492,000円</u>	里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2	里親支援機関事業	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>3,963,000円</u> 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり <u>7,424,000円</u>	里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2
	削除	削除	削除		(経過措置分) 里親支援事業 次により算出された額の合計額 1 基礎研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>512,000円</u> 2 専門里親研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>1,312,000円</u> 3 里親養育相談事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>924,000円</u> 4 里親養育援助事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり <u>8,435,000円</u> 5 里親養育相互援助事業 1 か所当たり <u>510,000円</u>	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	1 / 3
	削除	削除	削除		(経過措置分) 里親委託推進事業 児童相談所 1 か所当たり <u>4,315,000円</u>	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）	1 / 2

新				旧						
	基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり 172,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1 / 2		基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり 171,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1 / 2	
	身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1 / 2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3		身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1 / 2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3	
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,800円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬（婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。）、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、扶助費	5 / 10		DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬（婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。）、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、扶助費	5 / 10

新

旧

市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。
ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。

市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。
ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。

売春防止活動・DV対策機能強化事業

次により算出された額の合計額

5/10

1 売春防止活動推進等事業強化対策費

(1) 婦人保護啓発活動事業

- A型(東京・大阪) 年額 604,000円
- B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円
- C型(その他の県) 年額 338,000円

婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業

- 1施設当たり年額 1,605,000円に10人を超えた対象者1人につき131,580円を乗じて加算し、算定した額とすること。

婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

①休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 55,200円

②休日夜間部分実施

18時～22時 月額 27,600円

18時～20時 月額 13,800円

③平日夜間部分実施

18時～22時 月額 59,300円

18時～20時 月額 29,650円

婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)

売春防止活動・DV対策機能強化事業

次により算出された額の合計額

5/10

1 売春防止活動推進等事業強化対策費

(1) 婦人保護啓発活動事業

- A型(東京・大阪) 年額 604,000円
- B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円
- C型(その他の県) 年額 338,000円

婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業

- 1施設当たり年額 1,592,000円に10人を超えた対象者1人につき133,620円を乗じて加算し、算定した額とすること。

婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

①休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 51,600円

②休日夜間部分実施

18時～22時 月額 27,300円

18時～20時 月額 13,650円

③平日夜間部分実施

18時～22時 月額 58,300円

18時～20時 月額 29,150円

婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)

新

旧

	<p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 800,800円</p>	<p>配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）</p>		<p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 800,800円</p>	<p>配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）</p>
	<p>(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業 年額 83,530円</p>	<p>配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料</p>		<p>(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業 年額 79,330円</p>	<p>配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料</p>
	<p>(1) 専門通訳者養成研修事業 年額 643,080円</p>	<p>専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、賃金</p>		<p>(1) 専門通訳者養成研修事業 年額 630,000円</p>	<p>専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、賃金</p>
	<p>(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円</p>	<p>法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p>		<p>(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円</p>	<p>法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）</p>

児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱（一部改正新旧対照表（案））

改正後	現行
<p>児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">〔昭和60年10月2日厚生省発児第150号〕 各都道府県知事宛厚生事務次官通知</p> <p style="text-align: center;">〔改正経過〕</p> <p>第1次改正〔平成元年4月10日厚生省発児第62号〕 第2次改正〔平成12年4月19日厚生省発児第72号〕 第3次改正〔平成14年10月1日厚生労働省発雇児第1001001号〕 第4次改正〔平成15年3月31日厚生労働省発雇児第0331002号〕 第5次改正〔平成18年3月31日厚生労働省発雇児第0331022号〕 第6次改正〔平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号〕</p> <p style="text-align: center;">～ 十 ～ 略</p>	<p>児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">〔昭和60年10月2日厚生省発児第150号〕 各都道府県知事宛厚生事務次官通知</p> <p style="text-align: center;">〔改正経過〕</p> <p>第1次改正〔平成元年4月10日厚生省発児第62号〕 第2次改正〔平成12年4月19日厚生省発児第72号〕 第3次改正〔平成14年10月1日厚生労働省発雇児第1001001号〕 第4次改正〔平成15年3月31日厚生労働省発雇児第0331002号〕 第5次改正〔平成18年3月31日厚生労働省発雇児第0331022号〕</p> <p style="text-align: center;">～ 十 ～ 略</p>

様式第1号～2号
略

様式第2号-付表1
略

様式第2号-付表2

所要額算定基礎

区 分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4 月		8 月		12 月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

(記入注意)

- 1「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
- 2「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第1号～2号
略

様式第2号-付表1
略

様式第2号-付表2

所要額算定基礎

受給者(父・母・養育者)

区 分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4 月		8 月		12 月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

(記入注意)

- 1「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
- 2「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
- 3.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第3号～3号一付表1
略

様式第3号一付表2

所要額算定基礎

区 分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4 月		8 月		12 月		延月人数	支出予定額
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額		
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

(記入注意)

- 1「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
- 2「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第3号一付表3
略

様式第3号～3号一付表1
略

様式第3号一付表2

所要額算定基礎

区 分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4 月		8 月		12 月		延月人数	支出予定額
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額		
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

(記入注意)

- 1「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
- 2「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
- 3.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第3号一付表3
略

様式第4号～4号一付表1
略

様式第4号一付表2

所要額算定基礎

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第4号～4号一付表1
略

様式第4号一付表2

所要額算定基礎

受給者(父・母・養育者)

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第5号～5号一付表1
略

様式第5号一付表2

所要額算定基礎

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第5号一付表3～様式第7号
略

様式第5号～5号一付表1
略

様式第5号一付表2

所要額算定基礎

受給者(父・母・養育者)

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第5号一付表3～様式第7号
略

様式第 8 号～ 8 号－付表 1
略

様式第 8 号－付表 2

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A)-(B)=(C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第 8 号－付表 3 及び付表 4 により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第 8 号－付表 5 により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

様式第 8 号～ 8 号－付表 1
略

様式第 8 号－付表 2

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表

受給者 (父・母・養育者)

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A)-(B)=(C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第 8 号－付表 3 及び付表 4 により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第 8 号－付表 5 により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
4. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

現 行

様式第8号-付表3

受給者等の月別状況

区 分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		備 考
			2子加算	3子以降加算	
年12月					(記入注意) 後段の年12月～3月は 資格喪失等に伴う随時 払分を記入すること。
年 1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年 1月					
2月					
3月					
計					

改 正 後

様式第8号-付表3

受給者等の月別状況

受給者（父・母・養育者）

区 分	全部支給者	一部停止者	加算児童数 式第8号-付表3		備 考
			2子加算	3子以降加算	
年12月					(記入注意) 1. 後段の年12月～3 月は資格喪失等に伴う随 時払分を記入すること。 2. この表は、受給者別 にそれぞれ作成し、「受 給者」欄の該当箇所を○ で囲むこと。
年 1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年 1月					
2月					
3月					
計					

様式第8号-付表4

区 分		支 払 調 整			内 訳
		現年度分	過年度分	計	
		円	円	円	
全 部 支 給 者	追加				
	減額	△	△	△	
		計			
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
		計			
加 算 額	2 子 加 算				
	追加				
	減額	△	△	△	
		計			
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
		計			
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第8号-付表4

区 分		支 払 調 整			受給者 (父・母・養育者)
		現年度分	過年度分	計	内 訳
		円	円	円	
全 部 支 給 者	追加				
	減額	△	△	△	
		計			
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
		計			
加 算 額	2 子 加 算				
	追加				
	減額	△	△	△	
		計			
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
		計			
合 計					

(記入注意)

1. 「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。
2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第8号-付表5

現年度分支払取消額内訳

区 分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備 考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額 2子加算							
加算額 3子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第8号-付表5

現年度分支払取消額内訳

受給者 (父・母・養育者)

区 分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備 考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額 2子加算							
加算額 3子以降加算							
計							

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号～9号一付表1
略

様式第9号一付表2

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（都道府県分）

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第9号一付表3及び付表4により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号一付表5により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

現 行

様式第9号～9号一付表1
略

様式第9号一付表2

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（都道府県分）

受給者（父・母・養育者）

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第9号一付表3及び付表4により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号一付表5により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
4. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

改 正 後

様式第9号-付表3

受給者等の月別状況(都道府県分)

区 分	全 部 支 給 者	一 部 停 止 者	加 算 児 童 数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 後段の年12月～3月は 資格喪失等に伴う随時 払分を記入すること。
年 1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年 1月					
2月					
3月					
計					

様式第9号-付表3

受給者等の月別状況(都道府県分) 受給者(父・母・養育者)

区 分	全 部 支 給 者	一 部 停 止 者	加 算 児 童 数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 1. 後段の年12月～3 月は資格喪失等に伴う随 時払分を記入すること。 2. この表は、受給者別 にそれぞれ作成し、「受 給者」欄の該当箇所を○ で囲むこと。
年 1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年 1月					
2月					
3月					
計					

様式第9号-付表4

支 払 調 整 (都道府県分)

区 分		現年度分	過年度分	計	内 訳
全 部 支 給 者	追加	円	円	円	
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	追加				
	2 子 以 上 加 算	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第9号-付表4

支 払 調 整 (都道府県分)

受 給 者 (父 ・ 母 ・ 養 育 者)

区 分		現年度分	過年度分	計	内 訳
全 部 支 給 者	追加	円	円	円	
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	追加				
	2 子 以 上 加 算	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

1. 「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。
2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号-付表5

現年度分支払取消額内訳(都道府県分)

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額	2 子加算						
	3 子以降加算						
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第9号-付表6
略

様式第9号-付表5

現年度分支払取消額内訳(都道府県分)

受給者(父・母・養育者)

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額	2 子加算						
	3 子以降加算						
計							

(記入注意)

- 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
- この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。
- この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号-付表6
略

様式第9号-付表7

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（市等分）

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第9号-付表8及び付表9により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表10により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

様式第9号-付表7

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（市等分）

受給者（父・母・養育者）

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第9号-付表8及び付表9により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表10により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

現 行

様式第9号-付表8

受給者等の月別状況(市等分)

区 分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 後段の年12月～3月は 資格喪失等に伴う随時 払分を記入すること。
年 1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10月					
11月					
12月					
年 1 月					
2 月					
3 月					
計					

改 正 後

様式第9号-付表8

受給者等の月別状況(市等分)

受給者(父・母・養育者)

区 分	全部支給者	一部停止者	加算児童数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 後段の年12月～3月は 資格喪失等に伴う随時 払分を記入すること。
年 1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10月					
11月					
12月					
年 1 月					
2 月					
3 月					
計					

様式第9号-付表9

支 払 調 整 (市等分)

区 分		現年度分	過年度分	計	内 訳
		円	円	円	
全 部 支 給 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	2 子 加 算				
	減額	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第9号-付表9

支 払 調 整 (市等分)

受給者 (父・母・養育者)

区 分		現年度分	過年度分	計	内 訳
		円	円	円	
全 部 支 給 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	2 子 加 算				
	減額	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第9号-付表10

現年度分支払取消額内訳(市等分)

区 分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備 考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額							
2子加算							
3子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第10号
略

様式第9号-付表10

現年度分支払取消額内訳(市等分)

受給者(父・母・養育者)

区 分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備 考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額							
2子加算							
3子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第10号
略

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新

旧

別紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 略

(交付の目的)

2 略

(交付の対象)

3 略

別紙

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省令}_{労働省}第6号）の規定によるほか、この交要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。
 (1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業
 (2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業
 (3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
 (4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業
 (5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業

新

旧

(申請手続)

7 略

(変更申請手続)

8 略

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から (6) に掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業
市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 上記(1)以外の事業
別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までにを行うものとする。

新

旧

<p>(交付決定までの標準的期間) 9 略</p> <p>(補助金の概算払) 10 略</p> <p>(実績報告) 11 略</p> <p>(補助金の返還) 12 略</p> <p>(その他) 13 略</p>	<p>(交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業 市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月末日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (2) 上記（1）以外の事業 別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>
---	--

新

旧

別表

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)~(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定める金額</p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,709,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 8,010,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 9,310,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,842,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定める金額</p> <p>ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 3,911,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 4,324,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,082,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額□</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	<p>次により算出された額の合計額。なお、(1)~(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <p>(1) 就業支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定める金額</p> <p>ア 週5日以下の実施の場合 6,705,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 8,006,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 9,306,000円</p> <p>(2) 就業支援講習会等事業</p> <p>1センター当たり 8,541,000円</p> <p>(3) 就業情報提供事業</p> <p>1センター当たり 2,575,000円</p> <p>(4) 在宅就業推進事業</p> <p>1センター当たり 2,000,000円</p> <p>(5) 母子家庭等地域生活支援事業</p> <p>1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア〜ウに定める金額</p> <p>ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円</p> <p>イ 週6日実施の場合 3,911,000円</p> <p>ウ 週7日実施の場合 4,324,000円</p> <p>(6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業</p> <p>1ブロック当たり 1,082,000円</p>	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
		<p>次により算出された額の合計額□</p> <p>2 一般市等就業・自立支援事業</p> <p>1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円</p>	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

新				旧			
母子家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額	母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報酬費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料	1/2	母子家庭等日常生活支援事業	次により算出した額の合計額	母子家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報酬費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料	1/2
	1 事務費分 1か所当たり <u>1,602,000円</u> 2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア) 児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ) 児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ) 児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ) 児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 (オ) 児童5人の場合 740円×延活動単位数×3 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。 (ア) 児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ) 児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ) 児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ) 児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5		(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合) 2/3		1 事務費分 1か所当たり <u>1,204,000円</u> 2 派遣手当分 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) なお、講習会会場、その他適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。 (ア) 児童1人の場合 740円×延活動単位数 (イ) 児童2人の場合 740円×延活動単位数×1.5 (ウ) 児童3人の場合 740円×延活動単位数×2 (エ) 児童4人の場合 740円×延活動単位数×2.5 イ 講習会会場等 1,110円×延活動単位数 ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) なお、宿泊する場合については、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単位とする。 (ア) 児童1人の場合 920円×延活動単位数 (イ) 児童2人の場合 920円×延活動単位数×1.5 (ウ) 児童3人の場合 920円×延活動単位数×2 (エ) 児童4人の場合 920円×延活動単位数×2.5		(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合) 2/3

新

旧

新				旧			
		<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>				<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数 イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数 ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数 (ア)30分未満は、0単位 (イ)30分以上1時間未満は、0.5単位 (ウ)1時間以上は1単位</p>	

新

旧

新				旧			
ひとり親家庭生活支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会事業 <u>178,000円</u>×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>4 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり <u>239,000円</u></p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>1/2</p> <p>市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3</p>	ひとり親家庭生活支援事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 ひとり親家庭相談支援事業 4,632,000円</p> <p>2 生活支援講習会事業 <u>162,000円</u>×講座開催回数</p> <p>3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数</p> <p>4 ひとり親家庭情報交換事業 1か所当たり <u>213,000円</u></p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>1/2</p> <p>市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3</p>
母子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)</p>	<p>母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	<p>3/4</p>	母子家庭自立支援給付金事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)</p>	<p>母子家庭自立支援給付金事業の実施に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	<p>3/4</p>

新				旧			
	<p>2 高等技能訓練促進費等事業</p> <p>(1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)</p> <p>ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数</p> <p>イ 平成20年度以後に修業を開始した者</p> <p>(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数</p> <p>(イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数</p> <p>(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数</p> <p>イ ア以外の者 25,000円×支給件数</p>				<p>2 高等技能訓練促進費等事業</p> <p>(1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)</p> <p>ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数</p> <p>イ 平成20年度以後に修業を開始した者</p> <p>(ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数</p> <p>(イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数</p> <p>(2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金)</p> <p>ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数</p> <p>イ ア以外の者 25,000円×支給件数</p>		
母子自立支援プログラム策定等事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円</p> <p>2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)</p>	母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費	10/10	母子自立支援プログラム策定等事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 母子自立支援プログラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円</p> <p>2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)</p>	母子自立支援プログラム策定等事業に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費	10/10
別紙様式第1～第5 略				別紙様式第1～第5 略			

(案)

雇児発 第 号
平成23年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下、「交付要綱」という。）は、本日付で別途厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、今回、母子生活支援施設における特別生活指導費について下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

記

○対象施設等

特に保護・指導が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末実までに別紙様式2により、当局家庭福祉課まで報告すること。

- (1) 当該施設において、「児童福祉最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 次のように特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所し、その母子に対し必

要な支援を実施する施設であること。

- ①心身に障害等を有する母又は子
- ②種々複雑な生活課題を抱える母子

(例)

- ・日常生活における基本的な生活習慣や人間関係構築等ができない母親
 - ・金銭管理が十分にできない母親
 - ・勤労意欲に欠ける母親
 - ・児童の養育・家事能力が不十分な母親
 - ・精神的に不安定な母又は子
- (3) 夫等からの暴力を受けた母や外国籍の母子については、それだけを理由に対象となるものではなく、上記(2)の母子に該当し、必要な支援を実施する場合に対象となること。
- (4) 母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子生活指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (5) 指定を受けた施設であっても、年度途中の実績が上記(2)を下回っており、かつ、下回っていることについて、やむを得ないと認められる事由がない場合は、当該指定を取り消すこと。

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分
保護単価適用施設指定状況について

標記について、平成 年 月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況

所管母子生活 支援施設	特別生活指導費加算分保護単価 適用申請施設数（注1）	
	うち指定施設数（注2）	

（注1） 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2） 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定
施設一覧 ……別紙

別紙

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名：)

番号	指定施設名	経営主体	特別生活指導費加算分 保護単価適用年月日

別紙様式2

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分
保護単価適用施設指定状況について

標記について、平成 年 月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書……別紙

別紙

母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

1. 指定する施設の状況

施設名	設置主体	経営主体	(暫定定員)定員	暫定定員 設 定 日 年 月 日	適 用 日 年 月 日	職 員 の 状 況							
						定 数	施設長	母 子 指 導 員	保 育 士	少年指導 員兼事務 員	調理員等	嘱託医	計
			()	平成 年 月 日	平成 年 月 日	現 員	()	()	()	()	()	()	()

2. 対象となる母子指導員

氏 名	年 齢	最 終 学 歴	当該母子指導員に係る 職種についての資格等	採 用 年 月 日	備 考
	歳	年 月 卒		平成 年 月 日	

3. 指定する施設の入所の状況

(1) 在所期間別入所世帯数

総数	1年未満	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6年以上
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯

(2) 就学別入所児童数

総 数	就 学 前	小学校低学 年(1~3年)	小学校高学年 (4~6年)	中 学 校	中 学 卒
人	人	人	人	人	人

(3) 特に保護・支援が必要な入所者の状況

区 分	在所人員	特に保護・支援が必要な入所者数				備 考
		計	心身に障害等を有する入所者数			
			身体障害	精神障害	その他	
母	人	人	人	人	人	人
児 童	人	人	人	人	人	人

- (注) 1. 本報告書は、適用日における状況を記入すること。
 2. 指定する施設の状況の「職員の状況」の欄のうち()内には、兼務職員数を記入すること。
 3. 対象となる母子指導員の「当該母子指導員に係る職種についての資格等」欄には、具体的にその資格等について記入すること。
 4. 「その他特に指導を必要とする入所者」欄には、種々複雑な生活課題を抱える母子世帯で例えば、日常生活における基本的な生活習慣や人間関係構築等ができない母親、金銭管理が十分にできない母親、勤労意欲に欠ける母親、児童の養育・家事能力が不十分な母親、精神的に不安定な母又は子などを記入すること。
 「備考」欄には、特に保護・支援が必要な入所者の状況について記入すること。

[育成環境課關係]

1. 平成23年度子ども手当について

(別冊参照)

2. 放課後児童対策について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところである。

平成22年度においては、放課後児童クラブが19,946か所（平成22年5月現在）、放課後子ども教室が9,280か所（平成22年度予定）の実施となっている。また、放課後子ども教室と連携している放課後児童クラブは、対前年860か所増の5,300か所（平成22年5月現在）となっており、年々増加しているところである。

放課後子どもプランの着実な推進を図るため、「安心こども基金」の地域子育て創生事業に、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援」にかかる経費を盛り込んでいる。また、平成23年度予算案においても、プランの着実な推進を図るために必要な運営費等の経費を計上したところである。

各自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

(2) 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブの充実について

平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においては、放課後児童クラブについても5年後の新たな目標値を設定したところである。

本ビジョンの目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえた目標事業量の積み上げを基に設定したものであり、厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用児童数を現在の81万人（小学1～3年生の5人に1人（サービス提供割合21%））を平成26年度までに111万人（小学1～3年生の3人に1人（サービス提供割合32%））とすることを目指し、取り組みを進めていくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図るとされている。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成22年5月現在で約8千人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブも存在している。各自治体におかれては、待機児童の把握及びその解消に向け、それぞれの地域におけるニーズを踏まえた積極的な取組をお願いしたい。

(3) 「子ども・子育て新システム」に向けた検討について

現在、「子ども・子育て新システム検討会議」の「基本制度ワーキングチーム」において、放課後児童クラブのサービスが必要な子どもに対するサービス保障の強化を図る観点から、制度のあり方について検討しているところであるのでご了解願いたい。

(4) 放課後児童クラブの国庫補助について

平成23年度予算案においては、「子ども・子育てビジョン」等を踏まえ、クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡大に必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面（運営費）については、「小1の壁」の解消に向け、保育サービス利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブのか所数の増（24,872か所→25,591か所）や開設時間の延長促進のための加算額の増を図るとともに、運営費補助額の改善を図ることとしている。各自治体におかれては、開設時間など、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図っていただくようお願いする。

また、ハード面（整備費）については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費や大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費について、必要な所数を計上したところである。

なお、「安心子ども基金」に、放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援、放課後児童指導員の資質向上を図るための支援（以上、地域子育て創生事業）及び小学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を盛り込んでいるところであるので、各自治体におかれては積極的な活用をお願いしたい。

(5) 放課後児童クラブの運営について

放課後児童クラブの運営については、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質の向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用を図っていただくようお願いする。

また、放課後児童クラブの利用児童については、小学校4年生以上の児童や特別な支援を必要とする児童（障害児等）の積極的な受入れや、ひとり親家庭の児童の優先的利用について特段の配慮をお願いする。

(6) 放課後児童クラブにおける安全確保等について

放課後児童クラブにおける安全確保については、平成22年3月の通知により、放課後児童クラブにおいて発生した全治1カ月以上の重篤な事故について報告をお願いし、平成22年10月に半年間の報告状況を公表したところである。引き続き、報告についてご協力をお願いするとともに、当該報告状況等を踏まえ、事故防止及び事故発生時の迅速かつ適切な対応等について一層の徹底に努めていただきたい。

また、毎年ご協力いただいている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況調査については来年度も実施する予定であるので、引き続き本調査へのご協力をお願いしたい。

3. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成23年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る施設整備の国庫補助については、平成23年1月26日付け雇児育発第0126第1号育成環境課長通知「平成23年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」により、平成23年度整備計画協議書の提出をお願いしたところであるので、管内市町村にも当該整備費の積極的な活用について改めて周知いただき、3月1日(火)までの協議書の提出をお願いしたい。

なお、平成23年度の協議書については、作成事務の簡素化等を図る観点から、協議施設の関連施設の種別の削減等の見直しを行っているところである。(関連資料1参照)

また、平成23年度の国庫補助基準単価については、平成22年度と同額であり、交付要綱の改正は予定していないので、ご了解いただきたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

① 児童館の機能について

児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・発達を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動の推進、④母親クラブなどの地域活動の支援、などを基本的機能として実施されているところである。

また、当該施設は、専門性を有した職員(児童の遊びを指導する者)が配置され、乳幼児から中高生まで地域のすべての児童を連続的に支援していくことができる施設であるので、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成22年3月に報告された「児童館の活性化に関する調査研究((財)こども未来財団)」等を踏まえ、平成23年2月7日に育成環境課において「児童館ガイドライン検討委員会」を立ち上げ、国としての「児童館ガイドライン」の作成に向け、検討を始めたところである。児童館において、遊びを通しての子どもの発達の促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう取組を進めてまいりたい。

② 地方分権改革推進計画について

地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を受けて、閣議決定された地方分権改革推進計画においては、児童館の最低基準は条例で都道府県等(都道府県、政令指定都市)が定めることとし、その際、児童福祉施設最低基準に第38条に定める児童館の職員(児童の遊びを指導する者)については、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、同第37条、第39条、第40条に定める集会室、遊戯室、図書室等の設備の基準などについては、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。これに伴う所要の法律案について、平成22年通常国会に提出され、現在継

続審議中である。各地方自治体においては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定め、引き続き児童厚生施設の機能・役割が確保されるよう、適切な措置を講じていただくこととなるので、留意されたい。

4. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

平成22年12月1日に、3年に一度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が行われ、228,550人（うち主任児童委員21,098人）の方の委嘱がなされたところであり、都道府県、指定都市、中核市をはじめ関係各位に格段のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

全国的には、改選前を上回る委嘱がなされたが、依然として定数を下回っている市町村も見受けられる状況であり、適任者の確保について一層のご努力を御願います。

また、各地方自治体におかれては、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに、児童委員・主任児童委員活動を円滑に行うには、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であるので、必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。（関連資料2参照）

なお、児童委員、主任児童委員の活動の一助にさせていただくため、児童委員・主任児童委員自己紹介用名刺型リーフレットを一斉改選に合わせて、児童委員に配布したところであるが、本リーフレットについては、厚生労働省のホームページ（「行政分野ごとの情報」の“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“児童委員・主任児童委員”）からも、ダウンロードが可能となっているため、必要に応じ、自治体において増刷していただく等活用いただきたい。

これまで、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業等を、「地域子育て環境づくり支援事業」において、助成してきたところであるが、23年度からは「子育て支援交付金」により助成を行うこととしたので、積極的にご活用いただきたい。

(2) 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、平成22年9月に文部科学省とともに、各都道府県等の教育委員会、家庭教育担当部局、児童福祉担当部局に対し、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」という連名通知を发出し、学校における生徒指導や家庭教育支援、児童の健全育成に積極的な相互連携を図り、一層の充実を御願したところである。各自治体においては、教育委員会と児童福祉部局、家庭教育支援団体、学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

(3) 地方分権改革について

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、児童委員の研修に関する計画の作成義務（児童福祉法第18条の2関係）に係る規定を廃止する方向で、現在所要の法改正を検討しているところである。

5. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、23年度からは「子育て支援交付金」により母親クラブ等の活動費の助成を行うこととしたため、本交付金の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努めていただきたい。

6. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成22年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。5,613作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成23年度児童福祉週間の標語と決定した。

《平成23年度児童福祉週間標語》

おいでおいでみんなと一緒に遊ぼうよ

おおせ みのり
(大瀬 美乃里さん 11歳 長崎県)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところである。本年も各自治体における児童福祉週間に関連した取組をまとめることとしているので、貴管内市区町村の取組みについて、幅広くご報告願いたい。

7. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。厚生労働省ホームページ（「行政分野ごとの情報」の“子ども・子育て支援”→“子育て支援”→“児童福祉文化財”）には最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、児童福祉文化財の普及に御協力を御願いしたい。

なお、子どもや子育て中の親子が集まる機会の多い保育所や児童館、図書館、地域子育て拠点、乳幼児健診の場等で活用していただくため、児童福祉文化財啓発ポスターを作成・配布しているところであるが、22年度は、文部科学省にも協力いただき、小学校、中学校にも配布したところである。本ポスターは厚生労働省のホームページからも、ダウンロードできるので、活用いただきたい。（関連資料3参照）

8. (財) こども未来財団の事業について

(財) こども未来財団の実施する「子育て支援サービス事業費等」については、平成22年10月の行政刷新会議「事業仕分け」において、「子育てと仕事の両立という本来の目的に合致する施策に厳しく絞り込む」との指摘がなされたところである。

この結果を踏まえ、「子育て支援サービス事業費等」については、すべての子育て家庭への支援に関する予算を見直し・圧縮を図るとともに、放課後児童クラブなどの両立支援に資する事業に対して予算を重点的に配分し、平成23年度予算案へ反映したところである。

小規模放課後児童クラブに対する助成等、引き続き、(財) こども未来財団による助成事業等の関係者への周知・活用をお願いする。（関連資料4参照）

[育成環境課 関連資料]

改 正 後

現 行

様式2-1
平成 年度小型児童館・児童センター・大型児童センター整備計画協議書

優先順位 位/件 都道府県(市)名

施設種別 1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター 施設名

施設建設地 工事区分 1. 創設 2. 改築 3. 拡張 4. 大規模修繕

設置主体 運営主体 継続・複合 継続(有・無) 複合(有・無)

契約予定年月日 平成 年 月 日

規 模 等	整備区分	国庫補助 基準額	都道府県 (指定都市・中核市) 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助額	継続事業の場合の出来高						
						平成22年度	%					
① 構造 RC・B・W 他() 階建 建築面積 m ² 延床面積 m ² =再掲 放課後児童クラブ業務 運営上人員のみの クラブの床面積 m ² 創作活動室 有・無 相談室 有・無 静養室 有・無	事業費の内訳	千円				平成22年度	%					
						平成23年度	%					
						平成24年度	%					
						計	100 %					
						改築の場合の老朽度・現存率						
						年長児童 用加算 (1) 拡張、(2) 大規模 修繕に該当)		点・%				
						合計						
						改築に伴う財産処分の有無 有・無						
						大規模修繕の場合の見積金額						
						総事業費 ()		千円				
<寄附金等> < >		千円										
対象経費の 実支出(予定)額		千円										

既存施設の状況	品 目	対象経費の 実支出(予定)額	整備状況	
			千円	1. 体力の増進に資する 2. 知力の増進に資する 3. その他 ()
建築年度 年度 構造 RC・B・W 他() 延床面積 m ² 国庫補助 有・無	整備費のうち 年長児童用 設備の内容 (1) 拡張、(2) 改築に該当)			
	初年度設備 相当加算		千円	1. 施設と一体的 2. 施設に固定 3. 施設設計に影響 4. その他 ()
	年長児童 用加算 (1) 拡張、(2) 大規模 修繕に該当)		千円	1. 体力の増進に資する 2. 知力の増進に資する 3. その他 ()

財 源	国庫補助金	県(市)補助金	設 置 者 負 担 金				合 計
			一般財源	特別地方債	福祉医療機構借入金	寄付金その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
都道府県(市)の予算措置状況 当初・補正(月) 設置市町村の予算措置状況 当初・補正(月)							

様式2-1
平成 年度小型児童館・児童センター・大型児童センター整備計画協議書

優先順位 位/件 都道府県(市)名

施設種別 1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター 施設名

施設建設地 工事区分 1. 創設 2. 改築 3. 拡張 4. 大規模修繕

設置主体 運営主体 継続・複合 継続(有・無) 複合(有・無)

契約予定年月日 平成 年 月 日

規 模 等	整備区分	国庫補助 基準額	都道府県 (指定都市・中核市) 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助額	継続事業の場合の出来高						
						平成21年度	%					
① 構造 RC・B・W 他() 階建 建築面積 m ² 延床面積 m ² =再掲 放課後児童クラブ空 間加算 (1) 拡張、(2) 大規模 修繕に該当)	事業費の内訳	千円				平成21年度	%					
						平成22年度	%					
						平成23年度	%					
						計	100 %					
						改築の場合の老朽度・現存率						
						年長児童 用加算 (1) 拡張、(2) 大規模 修繕に該当)		点・%				
						合計						
						改築に伴う財産処分の有無 有・無						
						大規模修繕の場合の見積金額						
						総事業費 ()		千円				
<寄附金等> < >		千円										
対象経費の 実支出(予定)額		千円										

既存施設の状況	品 目	対象経費の 実支出(予定)額	整備状況	
			千円	1. 体力の増進に資する 2. 知力の増進に資する 3. その他 ()
建築年度 年度 構造 RC・B・W 他() 延床面積 m ² 国庫補助 有・無	整備費のうち 年長児童用 設備の内容 (1) 拡張、(2) 改築に該当)			
	初年度設備 相当加算		千円	1. 施設と一体的 2. 施設に固定 3. 施設設計に影響 4. その他 ()
	年長児童 用加算 (1) 拡張、(2) 大規模 修繕に該当)		千円	1. 体力の増進に資する 2. 知力の増進に資する 3. その他 ()

財 源	国庫補助金	県(市)補助金	設 置 者 負 担 金				合 計
			一般財源	特別地方債	福祉医療機構借入金	寄付金その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
都道府県(市)の予算措置状況 当初・補正(月) 設置市町村の予算措置状況 当初・補正(月)							

改 正 後

現 行

様式 2-2

設 置 地 域 の 状 況	③ 市町村整備方針											
	計画名											
	計画の概要											
	地域の状況											
設 置 理 由	整備理由											
	地元同意の状況											
	開 通 施 設 等 の 状 況	区 分	児童館	児童センター	放課後児童クラブ	放課後子ども教室						
	市町村 全 体	か所	か所	か所	か所							
	設 置 地 域	か所	か所	か所	か所							
運 営	④ 運 営		児童厚生員の配属		1日の利用予定人員		開 館 時 間		開館日数			
	設置後の運営		常 勤 職 員	人	任意利用児童数	人	平 日	～	(時間)	年 間	日	
			非常勤職員・嘱託等職員	人	放課後児童クラブ 常勤児童数	人	土曜日	～	(時間)			
					日曜日	～	(時間)					
		開館時間と延長児童の受け入れとの関係										
用 地 の 状 況	⑤ 用 地 の 確 保		自己所有地	m ²	公社等所有地	m ²	民有地	m ²	計	m ²		
	民有地確保の進捗状況											
複 合 施 設 の 状 況	⑥ 複 合 施 設 の 状 況		施設種別	施設名	延床面積	工 事 費	国庫補助額	施設整備補助協賛先	補 助 事 業 名			
			児童厚生施設		m ²	() 千円	千円	厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局育成環境課	児童厚生施設等整備費			
						()						
						()						
			計			()						
		共用する設備(室名)										

様式 2-2

設 置 地 域 の 状 況	③ 市町村整備方針											
	計画名											
	計画の概要											
	地域の状況											
設 置 理 由	整備理由											
	地元同意の状況											
	開 通 施 設 等 の 状 況	区 分	児童館	児 童 セ ン タ ー	保育所	幼稚園	小 学 校 南 極 校 室	中 学 校	母 親 ク ラ ブ	放 課 後 児 童 ク ラ ブ	放 課 後 子 ども 教 室	
	市町村 全 体	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	設 置 地 域	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
運 営	④ 運 営		児童厚生員の配属		1日の利用予定人員		開 館 時 間		開館日数			
	設置後の運営		常 勤 職 員	人	任意利用児童数	人	平 日	～	(時間)	年 間	日	
			非常勤職員・嘱託等職員	人	放課後児童 常勤児童数	人	土曜日	～	(時間)			
					日曜日	～	(時間)					
		開館時間と延長児童の受け入れとの関係										
用 地 の 状 況	⑤ 用 地 の 確 保		自己所有地	m ²	公社等所有地	m ²	民有地	m ²	計	m ²		
	民有地確保の進捗状況											
複 合 施 設 の 状 況	⑥ 複 合 施 設 の 状 況		施設種別	施設名	延床面積	工 事 費	国庫補助額	施設整備補助協賛先	補 助 事 業 名			
			児童厚生施設		m ²	() 千円	千円	厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局育成環境課	児童厚生施設等整備費			
						()						
						()						
			計			()						
		共用する設備(室名)										

改 正 後

現 行

様式2-3

〔活用計画等〕		
1. 放課後児童健全育成事業 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合 ○利用児童数()人	未実施の理由
2. 開館時間の延長 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合 ()の場合は、 まで()時間の延長	未実施の理由
3. 土日等の休日開館 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合 1か月()日開館	未実施の理由
4. 健全育成の拠点としての活用 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
5. 子育て支援の拠点としての活用 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由

* 実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。

* 上記の活用計画等は、当該児童厚生施設等整備費補助の採択の参考とするものであること。

(添付資料) ※協議書に添付されている資料については、□にチェックをすること。

- 1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図(必須)
- 2. 部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類(必須)
- 3. 整備費費目別内訳書(必須)
- 4. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
- 5. 創設(公立以外)の場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書
- 6. 改築の場合は、老朽度調査表、
- 7. 大規模修繕の場合は、修繕理由、概要(図面等添付)、見積書、写真
- 8. 設備加算を協議する場合は、見積書
- 9. 次世代育成支援行動計画等の該当部分の写し(必須)

様式2-3

〔活用計画等〕		
1. 放課後児童健全育成事業 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合 ○利用児童数()人	未実施の理由
	○設置地域に余裕があるにもかかわらず実施する理由	
2. 開館時間の延長 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合 ()の場合は、 まで()時間の延長	未実施の理由
3. 土日等の休日開館 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合 1か月()日開館	未実施の理由
4. 健全育成の拠点としての活用 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
5. 子育て支援の拠点としての活用 ・ 実 施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
6. 単独施設整備の場合	平日(特に午前中)の活用計画	複合施設にしない理由

* 実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。

* 上記の活用計画等は、当該児童厚生施設等整備費補助の採択の参考とするものであること。

- (添付資料)
- 1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図(A4版・・・二つ折等可)
 - 2. 部屋別の室名、用途及び面積が記載された書類
 - 3. 整備費費目別内訳書
 - 4. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
 - 5. 創設(公立以外)の場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書
 - 6. 改築の場合は、老朽度調査表、写真
 - 7. 大規模修繕の場合は、修繕理由、概要(図面等添付)、見積書、写真
 - 8. 設備加算を協議する場合は、見積書
 - 9. 次世代育成支援行動計画等の該当部分の写し

改 正 後

現 行

(記入要領)

1. 本協議書及び添付資料はA4版で提出すること。

2. 見出し欄

- (1) 継続とは、本体建物の工事期間が複数年度に渡ることをいい、継続事業の場合は有に、単年度事業の場合は、無に○を付すこと。
- (2) 複合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○を付すこと。

3. ①事業費等欄

- (1) 面積は、小数点以下第2位まで表示すること。(第3位以下は切り捨て)
- (2) 総事業費及び対象経費の実支出(予定)額欄の()内には、継続事業の場合の複数年度合計額を記入すること。
- (3) 施設整備費の国庫補助基準額、都道府県(指定都市・中核市)補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要綱の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上すること。
- (4) また、総事業費、対象経費の実支出(予定)額欄には、交付要綱の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上することとし、< >には、寄附金その他の収入額を別掲すること。
- (5) 初年度設備相当加算欄の整備状況欄については、平成16年1月22日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課予算係事務連絡「児童厚生施設整備費における設備整備の取扱いについて」を参照の上、該当するものに○をすること。

4. ③設置地域の状況等欄

- (1) 市町村整備方針欄は、当該市町村が策定した次世代育成支援行動計画等に基づいた児童厚生施設設置計画(小学校区に1館整備等)または計画検討の状況等を記入すること。
- (2) 地域の状況欄は、建設地域の特色及び各種地域特別法の区域指定状況等を記入すること。
- (3) 地元同意の状況欄は、施設建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等の解決状況等を記入すること。
- (4) 関連施設等の状況欄の設置地域は、様式2では中学校区、様式4では小学校区を指すこと。

5. ④運営欄

開館時間と年長児童の受入れとの関係欄は、開館時間(特に、閉館時間)が、設置地域の年長児童が利用するに際して適切な時間設定となっていること具体的な理由を記入すること。

6. ⑤用地の状況欄

民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書徴取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結の予定時期等を記入すること。

7. ⑥複合施設の状況欄

- (1) 本欄には複合施設の場合のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。
- (2) 延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。
- (3) 工事費欄の()内には、継続事業の場合の複数年度合計額を記入すること。
- (4) 施設整備補助協議先欄は、各施設ごとに
 - (ア) 国庫補助事業の場合は当該省庁補助協議局長、
 - (イ) 都道府県補助事業(国庫補助なし)の場合は当該都道府県補助協議部課名、
 - (ウ) 市町村補助事業(国庫・県費補助なし)の場合は当該市町村補助協議部課名、
 を記入すること。なお、いずれからも補助を受けない施設は空欄とすること。
- (5) 補助事業名欄は、施設整備補助協議先における補助事業名を記入すること。(いずれからも補助を受けない施設は空欄)

8. 活用計画等欄

- (1) 具体的、詳細に記入すること。(枠内に納まらない場合は、別紙として添付すること)
- (2) 開館時間の延長欄は、特定の曜日や特定の期間(夏休み等)または、特別な行事を行う日等には、通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。
- (3) 健全育成の拠点としての活用欄は、例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成助長等を図るための活用、また、年長児童、特に中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況(予定)を記入すること。
- (4) 子育て支援の拠点としての活用欄は、例えば、親子のひろばや子育て相談の実施などの活用状況(予定)を記入すること。

(記入要領)

1. 本協議書及び添付資料はA4版で提出すること。

2. 見出し欄

- (1) 継続とは、本体建物の工事期間が複数年度に渡ることをいい、継続事業の場合は有に、単年度事業の場合は、無に○を付すこと。
- (2) 複合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○を付すこと。

3. ①事業費等欄

- (1) 面積は、小数点以下第2位まで表示すること。(第3位以下は切り捨て)
- (2) 総事業費及び対象経費の実支出(予定)額欄の()内には、継続事業の場合の複数年度合計額を記入すること。
- (3) 施設整備費の国庫補助基準額、都道府県(指定都市・中核市)補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要綱の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上すること。
- (4) また、総事業費、対象経費の実支出(予定)額欄には、交付要綱の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上することとし、< >には、寄附金その他の収入額を別掲すること。
- (5) 初年度設備相当加算欄の整備状況欄については、平成16年1月22日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課予算係事務連絡「児童厚生施設整備費における設備整備の取扱いについて」を参照の上、該当するものに○をすること。

4. ③設置地域の状況等欄

- (1) 市町村整備方針欄は、当該市町村が策定した次世代育成支援行動計画等に基づいた児童厚生施設設置計画(小学校区に1館整備等)または計画検討の状況等を記入すること。
- (2) 地域の状況欄は、建設地域の特色及び各種地域特別法の区域指定状況等を記入すること。
- (3) 地元同意の状況欄は、施設建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等の解決状況等を記入すること。
- (4) 関連施設等の状況欄の設置地域は、様式2では中学校区、様式4では小学校区を指すこと。

5. ④運営欄

開館時間と年長児童の受入れとの関係欄は、開館時間(特に、閉館時間)が、設置地域の年長児童が利用するに際して適切な時間設定となっていること具体的な理由を記入すること。

6. ⑤用地の状況欄

- (1) 民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書徴取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結の予定時期等を記入すること。
- (2) 立地条件欄は、利用児童の利便性及び過去の災害発生状況等を記入すること。

7. ⑥複合施設の状況欄

- (1) 本欄には複合施設の場合のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。
- (2) 延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。
- (3) 工事費欄の()内には、継続事業の場合の複数年度合計額を記入すること。
- (4) 施設整備補助協議先欄は、各施設ごとに
 - (ア) 国庫補助事業の場合は当該省庁補助協議局長、
 - (イ) 都道府県補助事業(国庫補助なし)の場合は当該都道府県補助協議部課名、
 - (ウ) 市町村補助事業(国庫・県費補助なし)の場合は当該市町村補助協議部課名、
 を記入すること。なお、いずれからも補助を受けない施設は空欄とすること。
- (5) 補助事業名欄は、施設整備補助協議先における補助事業名を記入すること。(いずれからも補助を受けない施設は空欄)

8. 活用計画等欄

- (1) 具体的、詳細に記入すること。(枠内に納まらない場合は、別紙として添付すること)
- (2) 開館時間の延長欄は、特定の曜日や特定の期間(夏休み等)または、特別な行事を行う日等には、通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。
- (3) 健全育成の拠点としての活用欄は、例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成助長等を図るための活用、また、年長児童、特に中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況(予定)を記入すること。
- (4) 子育て支援の拠点としての活用欄は、例えば、親子のひろばや子育て相談の実施などの活用状況(予定)を記入すること。

事務連絡
平成21年12月22日

都道府県
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
育成環境係 齊藤、岡田

TEL 03-5253-1111 内7905、7910

児童福祉文化財について

1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第7項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。

社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法第8条第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。福祉文化分科会は、3つの委員会で構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会（図書等）

舞台芸術委員会（演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等）

映像・メディア等委員会（映画、放送テレビ、ビデオ、CD等）

3. 推薦基準

- ・ 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- ・ 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 推薦数

平成21年度の推薦数 90点

出版物：58点 舞台芸術：14点 映像・メディア等：18点

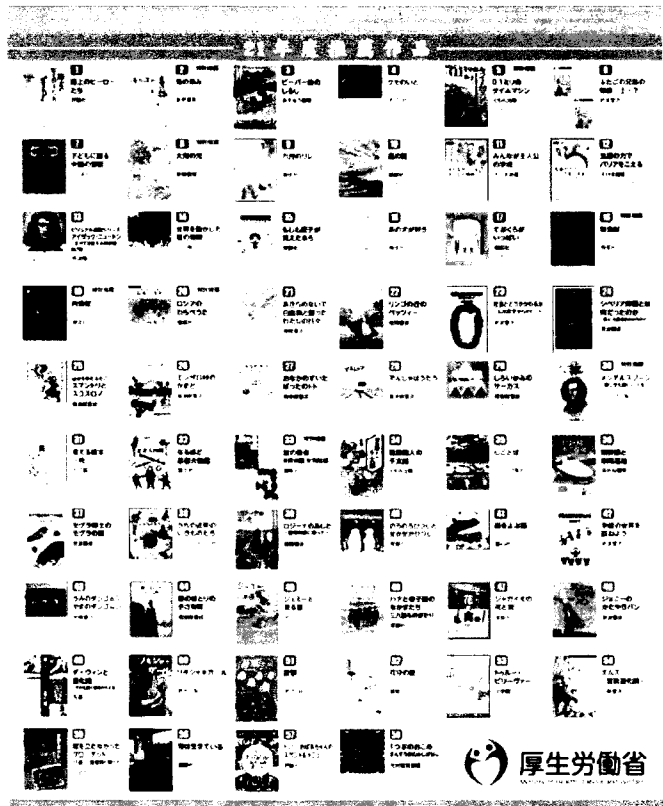
平成21年度の特別推薦※ 16点

出版物：6点 舞台芸術：5点 映像・メディア等：5点

※特別推薦・・・推薦作品の中で特に優れた作品

厚生労働省社会保障審議会推薦

児童福祉文化財 22年度版



平成23年度における(財)こども未来財団による助成事業等

国庫補助事業名	事業内容	主な内容(案)	照会窓口
子育て支援サービス事業費等	民間企業やNPO等が行う放課後児童クラブの整備や商工会等が行う子育て支援活動などの取組を実施するための経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ・子育て支援のための拠点施設整備事業 ・授乳室等整備費助成事業 ・事業所内保育施設環境づくり支援事業 ・商工会等児童健全育成活動助成事業 ・コンサート・講演会等託児室支援事業 	(財)こども未来財団事業振興部 03-6402-4823
特別保育事業等推進施設の助成	延長保育や一時保育、夜間保育等の特別保育事業等を実施する民間の保育所に対し、軽微な改修工事等に要する経費を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育事業等推進施設助成事業 	(財)こども未来財団事業振興部 03-6402-4823
ボランティア育成支援等事業費	子育てNPO指導者や子育てサークルリーダー等の育成と資質の向上を図るための研修等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者向け研修事業(大規模研修会) ・子育て支援者向け研修事業(小規模研修会) ・地域子育て支援拠点研修事業 ・企業関係者・団塊世代等の子育て支援協働推進セミナー 	(財)こども未来財団研修事業部 03-6402-4821

平成23年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>	<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>
<p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>	<p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>
<p>第二次改正 20文科生第8118号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>	<p>第二次改正 20文科生第8118号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>
<p>第三次改正 21文科生第719号 厚生労働省発雇児0331第39号 平成22年3月31日</p>	<p>第三次改正 21文科生第719号 厚生労働省発雇児0331第39号 平成22年3月31日</p>
<p>第四次改正 22文科生第※号 厚生労働省発雇児※第※号 平成※年※月※日</p>	
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p>

改 正 案

現 行

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則) 1～(その他) 17 (略)

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。
なお、22年度分以前については、従前の例によるものとする。

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則) 1～(その他) 17 (略)

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。
なお、21年度分以前については、従前の例によるものとする。

改 正 案

現 行

別 表

別 表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 $\frac{1,066,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 $\frac{1,930,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ③ 1クラブ(年間平均児童数36～45人)当たり年額 $\frac{3,101,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ④ 1クラブ(年間平均児童数46～55人)当たり年額 $\frac{2,943,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ⑤ 1クラブ(年間平均児童数56～70人)当たり年額 $\frac{2,784,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ⑥ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 $\frac{2,626,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ⑦ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） $\frac{14,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日} \text{までの} 250\text{日} \text{を超える日数}}{1}$ ⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） $\frac{260,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}}{1}$ (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） $\frac{117,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}}{1}$	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 250日以上 ① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 $\frac{1,041,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 $\frac{1,885,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ③ 1クラブ(年間平均児童数36～45人)当たり年額 $\frac{3,026,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ④ 1クラブ(年間平均児童数46～55人)当たり年額 $\frac{2,873,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ⑤ 1クラブ(年間平均児童数56～70人)当たり年額 $\frac{2,719,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ⑥ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 $\frac{2,566,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}$ ⑦ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） $\frac{13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日} \text{までの} 250\text{日} \text{を超える日数}}{1}$ ⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） $\frac{215,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}}{1}$ (イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） $\frac{97,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}}{1}$	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3

改 正 案			現 行		
	(2) 特例分 (開設日数 200~249日) ① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 $1,859,000円 \times \text{か所数}$ ② 長時間開設加算額 (1日6時間を 超え、かつ18時を越えて開設する 場合) $260,000円 \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}$			(2) 特例分 (開設日数 200~249日) ① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 $1,814,000円 \times \text{か所数}$ ② 長時間開設加算額 (1日6時間を 超え、かつ18時を越えて開設する 場合) $215,000円 \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}$	
	2 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	
	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 469,000円×事業数 (2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 613,000円 (3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,520,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 463,000円×事業数 (2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,472,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放課後児童指導員等	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり (略)	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市 1か所 当たり年額 950,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	
※放課後子ども教室推進事業等 (文部科学省所管分) は (略)			※放課後子ども教室推進事業等 (文部科学省所管分) は (略)		
別紙様式 1~8 (略)			別紙様式 1~8 (略)		

[保育課関係]

1. 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト [待機児童ゼロ特命チーム] について

(別冊参照)

2. 多様な保育サービス等の推進について

延長保育や休日保育等の多様な保育サービスについては、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成23年度予算案においても、「子ども・子育てビジョン」の目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業内容の見直し（改善）を図っているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

(1) 家庭的保育事業の推進について

家庭的保育事業については、平成23年度予算案において、連携保育所経費の増を図るとともに、家庭的保育補助者経費の加算を行い、家庭的保育事業の取り組みの拡大を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

さらに、「安心こども基金」において、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を実施する「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者が自宅以外で保育を行う場合の賃借料の補助を実施する「家庭的保育賃借料補助事業」を実施しており、平成23年度においては、待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する自治体においては、補助率の嵩上げ要件の緩和、賃借料単価の引き上げを予定している。

また、市町村がNPO法人等に委託して実施する事業について、平成21年より安心こども基金を利用して試行的に行われてきたが、平成23年度からは、保育対策等促進事業の委託先の要件を緩和することにより実施する予定であるので、ご留意願いたい。

なお、これらの経費は、グループ型小規模保育事業も同等に取り扱う予定としているので、将来の需要を見込み、積極的な事業の推進をお願いしたい。

《主な改正点》（関連資料1参照）

- ① 平成23年度予算案
連携保育所経費の増、家庭的保育補助者経費の加算
- ② 安心こども基金（改修事業、賃借料補助事業）
待機児童解消「先取り」プロジェクトに参加する自治体において、平成23年度より補助率の嵩上げ要件の緩和、賃借料単価の引上げを予定
- ③ NPO法人等への事業委託
安心こども基金にて試行的に実施していたNPO法人等への委託について、平成23年度より保育対策等促進事業の要件緩和にて実施予定
- ④ 連携先機関の拡大（平成22年11月から）
相談・指導、代替保育等、家庭的保育者への支援を行う「連携保育所」の規定について、一定の要件を満たした幼稚園についても認め、また、市町村自らが支援体制を図る場合においても国庫補助対象とした。

(2) 病児・病後児保育事業について

① 非施設型（訪問型）について

平成23年度より医療機関・保育所等にて実施する施設型に加えて、非施設型（訪問型）をモデル的に実施することとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

その内容は、看護師等が医療機関等と連携し、対象児童の自宅に訪問する事業を実施するとともに、その安全性、安定性及び効率性等について検証するための事業を行うこととしている。（関連資料2参照）

② 利用料について

本事業に係る利用料については、事業費の2分の1相当の額が適当であると周知しているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、平成21年度より減免分についても国庫補助することとしているので、引き続き、適切な利用料の設定を行っていただくよう、管内市町村及び実施施設への周知方よろしくをお願いしたい。

③ 体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型については、これまで実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めていたところであるが、平成23年度においては、これらの要件について、実施要綱に新たに規定することとしたので、ご留意願いたい。（関連資料3参照）

(3) 保育所運営費の改善について

待機児童の解消を図るため、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育所等の受入れ児童数（毎年約5万人）の増に伴う運営費の拡充を図ったところである。

また、平成23年度より、4月2日生まれの児童に対する保育単価の適用年齢を見直し、学校教育法に基づくクラス編制の実態との整合性を図ることとしている（関連資料4参照）が、詳細な取扱いについては、2月末を目途にお示しする予定の交付要綱等の改正（案）をご覧いただきたい。

(4) いわゆる「宅幼老所」をはじめとする共生型サービスの推進について

共生型サービスには、個々のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するための地域ケア拠点として、高齢者や児童などが、住宅地等に立地した安全に配慮された建物で、かつ家庭的な雰囲気の中で運営する取り組みなどがあるが、今国会において、菅総理から、これらの「共生型サービス」の推進は重要な方向であり、高齢者、児童などの各種施策を生かしながら、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みを評価し支援していく旨の答弁があったところである。

例えば、長野県では、身近な生活圏域に居住する高齢者、障害児・者、乳幼児などが小規模で家庭的な雰囲気の中で、個々のニーズに応じたサービスを

受けることのできる「宅幼老所」と呼ばれる取り組みを県単独事業として実施している。

現行制度において、こうしたいわゆる「宅幼老所」を運営する場合、子育て支援施策の観点からは、所要の要件を満たせば、子育て支援交付金（仮称）の「一時預かり事業」の対象となりうることなどから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、こうした取り組みや当該支援制度の一層の活用を周知していただき、指定通所介護事業所の取り組みと併せた「宅幼老所」など、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組みの普及推進につなげていただきたい。

3. 幼保一体化について

(1) 認定こども園の状況について

認定こども園の認定状況については、平成18年10月1日の法律施行以来、平成22年4月1日現在で532件の認定があり、今後、2,000か所以上とすることを目標としているところである。(関連資料5参照)

各都道府県におかれては、今後とも、利用者や事業者(施設)等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取り組みをお願いしたい。

特に、会計処理、税制上の取扱いについては、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取扱いについて」(平成19年4月6日雇児保発第0406002号)、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」(平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号)を踏まえ、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っており、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載しているところである。各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供されたい。

(参考)

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.go.jp/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.go.jp

(2) 幼保一体化の検討について

政府としては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムについて、平成22年6月29日に少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づき、幼保一体化の具体的な制度の詳細について、「子ども・子育て新システム検討会議」の下に置かれた幼保一体化ワーキングチームを中心に検討しているところである。

今後、所要の法案を国会に提出するため、更に検討を進めていくが、子ども・子育て新システムの実施主体は市町村であることから、制度の施行に向け、各都道府県、市町村との緊密な連携を図る必要があると考えており、情報提供等積極的に行ってまいりたい。

なお、これまでのワーキングチームにおいて提出された資料や議論の経過等については、とりまとめである内閣府のホームページにおいて、公開しているところであるので、各都道府県におかれては、関連する情報を幅広くご承知いただきたい。

(参考)

- 内閣府 子ども・子育て検討会議ワーキングチーム開催状況
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

4. 地域主権改革及び構造改革特区について

(1) 地域主権改革について

① 地域主権改革推進法案（平成22年通常国会提出）について

平成21年10月の地方分権改革推進委員会「第3次勧告」により、保育所の基準について、廃止又は条例委任するとされたことを受けて、同年12月に「地方分権改革推進計画」を閣議決定したところである。「地方分権改革推進計画」においては、保育所の最低基準は条例で都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）が定めることとし、その際、保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容（保育所保育指針）、調理室などについては、国の基準と同じ内容でなければならない「従うべき基準」とし、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準などのその他の基準については、国の基準を参考にすればよい「参酌すべき基準」とすることとした。ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる「標準」とすることとした。（関連資料6参照）

これらに係る所要の法律案は、平成22年通常国会に提出されており、現在継続審議中である。今後、それぞれの条例により、適切な基準を定めていただく必要があり、その際には、引き続き保育の「質」が確保されるために適切な措置を講じていただくようお願いしたい。

② 今後の地域主権改革について

平成22年6月22日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されたが、大綱においては、地域主権改革の推進に関して、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置が定められたほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸問題に関する取組方針が明らかにされたところである。

保育施策に関しては、児童福祉法の規定により特定都道府県及び特定市町村において策定している保育計画の公表について、関連する規定を努力・配慮義務化する方向で、現在所要の法案について、検討しているところである。（関連資料6参照）

(2) 構造改革特区について

① 保育所における給食の外部搬入について

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」については、平成22年2月4日の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会における結論として、3歳以上児については、地域を限定することなく全国において公・私立ともに外部搬入方式を採用することを可能とし、3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村に限り外部搬入方式を採用することが可能（私立は自園調理）との意見がとりまとめられた。

これを受けて、平成22年6月1日に、関連する省令改正を行ったところであり、各都道府県に対しては、「保育所における食事の提供について」

(平成22年6月1日雇児発0601第4号)において、通知したところである。

(関連資料7参照)

家庭における食育の機能が低下している中で、保育所において乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等について、しっかりと実施していくことが求められる。各市町村におかれては、これらの観点を踏まえ、適切な給食の提供をお願いしたい。

② 保育所における保育士配置要件の緩和事業（看護師等の配置）について

これまで、保育所の保育士の配置に関して、乳児を6人以上入所させる保育所が、乳児の保育に看護師を配置している場合は、1名に限り、保育士の配置基準上保育士と見なしてよいこととしていたところ、乳児6人未満を保育する場合においても、同様の措置を行えるよう、構造改革特区の提案があったところである。

これを受けて、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）により、「保育所における看護師配置補助要件の緩和」が新たに特区において講じるべき規制の特例措置として決定された。

(関連資料8参照)

厚生労働省としては、平成22年10月14日に、所要の省令改正を行ったところである。各都道府県におかれては、本事業が円滑に実施できるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

③ 保育所を運営する法人の評議員の設置及び経理区分の明確化の緩和について

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針において、保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外するとされた。

これを受け、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成22年10月14日雇児発1014第3号）及び「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正について（平成22年10月14日雇児保発1014第1号）において、保育所を運営する事業と併せて、一時預かり事業又は地域子育て支援拠点事業を行っている社会福祉法人については、評議員会の設置及び各事業の経理区分の明確化を求めない旨通知したところである。**(関連資料8参照)**

各都道府県におかれては、これらの通知の趣旨をご理解の上、保育所を運営する法人の適切な指導監督に努めていただくようお願いしたい。

5. 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従前よりご尽力いただいているところであるが、思いもよらぬ原因により尊い命が失われる事故等が発生している。

近年、発生した死亡事故等の主なものは、

- ① 午睡中に保育士が異変を発見し、病院搬送後亡くなった。
- ② おやつをのどに詰まらせ、窒息し亡くなった。
- ③ ポット等が倒れてお湯がかかり火傷。

等であり、様々な状況下で事故等が発生している。

今後とも、貴管内の保育所等に対し、事故の発生防止に努めるよう指導方願います。

また、「保育所保育指針」（平成20年3月28厚生労働省告示第141号）の「第5章健康及び安全」に基づき適切に対応するようお願いしたい。

なお、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により事故等が発生した場合の報告様式を定めているので、引き続き周知徹底を図るとともに、迅速な報告をお願いします。

(参考)

- 平成21年12月から平成22年12月までに厚生労働省に報告があった
事故件数 50件

	骨折	死亡	火傷	その他	意識不明	計
認可保育所	28	5	2	3	0	38
認可外保育施設	3	7	0	0	2	12

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調)

6. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの策定について

平成21年4月1日に施行された「保育所保育指針」において、健康及び安全についての規定の充実と、「保育所保育指針解説書」でのアレルギー対応についての明記が図られたところである。

また、保育所保育指針の告示化と同時に策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」において、平成22年度中に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（仮称）」についても策定することとされた。

現在、アレルギー対応ガイドライン作成検討会において、ガイドラインの内容について検討しているところ（[関連資料9参照](#)）であり、平成22年度中に策定・公表し、各都道府県等あて通知する予定である。各都道府県におかれては、子どもの健康と安全を確保する観点からも、このガイドラインを参考に、アレルギー対策について万全の対応を図られるようお願いしたい。

7. 認可外保育施設に対する指導監督について

事業所内託児施設を含む認可外保育施設の指導監督については、児童福祉法第59条及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）により行われているところであるが、平成20年度の認可外保育施設の点検結果においては、都道府県知事等への設置の届出等が義務づけられている施設（届出対象施設）のうち、認可外保育施設指導監督基準に適合している施設は52%（1,965か所）、届出対象施設のうちベビーホテルについては、基準に適合している施設が37%（519か所）であり、平成22年度から改善したものの、依然として低い水準にある。

一方で、多数の死亡事故が発生しているほか、滞在期間が数年にもわたる長期滞在児の存在が明らかになるなど、認可外保育施設に対する適切かつ厳正な指導監督の徹底が改めて必要不可欠である。

このため、都道府県等におかれては、改めて児童福祉法及び認可外保育施設指導監督基準に基づく指導監督の徹底を図るとともに、特に改善を求める必要がある施設に対しては、

- ① 改善状況を確認するため、必要に応じて施設の設置者等に対する出頭要請や、施設に対する特別立ち入り調査を行う、
- ② 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善の見通しが無いなどの悪質な場合には、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行う、等、速やかに改善がなされるよう厳格な措置を講じるなど、届出対象であるか否かにかかわらず、適切な指導監督の実施をお願いする。

さらに、急な事業廃止により、保育を利用する者が緊急に他の保育手段を選ぶ必要が生じることなどによって、子どもの育ちに影響を与えるなど、不適切な事例が生じていることも踏まえ、特段のご指導をお願いしたい。

また、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで事業停止又は施設閉鎖を命じることができることとされており、施設の施設長や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、こういった緊急時に該当すると想定されるので、特段の配慮をお願いしたい。

[保育課 関連資料]

家庭的保育事業の充実について

家庭的保育事業とは

保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者(保育ママ)が、保育所等と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設)

子ども・子育てビジョン等により、家庭的保育の拡充が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(21年度実績(交付決定ベース)【実施自治体数】27、【保育ママ数】223、【利用児童数】828(地方単独施策【保育ママ数】917、【利用児童数】1,764))

課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保等)
- ・事故発生時の保証の体制
- ・家庭的保育者のなり手がいない
- ・実施自治体が少ない

改善内容(平成20年度)

- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- ・補助単価の見直し(俸給の引上げ等)
- ・対象児童数の増

改善内容(平成21年3月～)

- ・個人実施型の対象児童の年齢を3歳未満から就学前に引上げ
- ・家庭的保育者自身に養育する児童がいないこととする要件を撤廃
- ・連携保育所に最低基準を満たす認可外保育施設を追加
- ・家庭的保育支援者の配置基準の引下げ

平成23年度予算案

予算額 : 3,501百万円(H22予算2,787百万円)

対象児童数 : 10,000人

事業の委託先:家庭的保育者又は保育所を経営する者等

- ・家庭的保育者:約52,000円(児童1人当たり月額)
- ・連携保育所:約200万円(年額)
- ・家庭的保育支援者:約450万円(年額)
- ・家庭的保育補助者:約25,000円(児童1人当たり月額)

事業の法定化

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)により、家庭的保育事業を法定化(平成22年4月1日施行)
 - ・保育士に限らず、研修により市町村長が認めた者へ資格要件を拡大
- 「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第150号)及び「家庭的保育の実施について」(平成21年10月30日雇児発第1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、実施基準及びガイドラインを策定

「安心子ども基金」等における対応

- ・平成20年度補正予算で都道府県に設置された「安心子ども基金」において、家庭的保育事業を推進するため、実施場所に係る改修事業、賃借料補助事業及び家庭的保育に対する研修事業を実施(平成22年度実施分まで一括計上)
 - ・緊急雇用対策において「安心子ども基金」を活用したNPO法人等による家庭的保育の試行事業を実施
 - ・平成21年第2次補正予算により実施場所に係る改修費、賃借料について、一定の条件により基準額の増及び補助率の嵩上げ
 - ・「新成長戦略に向けた3段階の経済対策」において、一定の条件を満たす幼稚園等についても連携機関の対象とした。
- ※平成23年度より、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する事業について、現物サービスを拡充するための新たな交付金により実施予定。また、安心子ども基金を積み増し、賃借料の嵩上げ等を行う予定。

病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））について

	施設型		(新規)非施設型(訪問型)	体調不良児対応型
	病児対応型	病後児対応型		
事業の体系	地域の子どもを対象に病児を受入 (病後児も対応可)	地域の子どもを対象に病後児を受入	病児対応型・病後児対応型と同様	自園の子どもを対象に体調不良児への対応のほか、保育所入所児童に対する保健的な対応や地域の子育て家庭等に対する相談支援を実施
実施主体	市町村又は市町村が適切と認めた者			
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童	病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童	病児対応型・病後児対応型と同様	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童
実施場所	病院・診療所、保育所等		利用児童(保護者)自宅	保育所
実施要件	設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であること ・保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること ・調理室を有すること(本体施設等の調理室との兼用可) ・事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること
	人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師…利用児童おおむね10人につき1名以上配置すること ・保育士…利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師または一定の研修を受けた保育士1名以上 ・看護師または一定の研修を受けた保育士1名に対し、子ども1名程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等を常時2名以上配置 ただし、次のア～エいずれかの要件を満たす場合には、体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置 ア 延長保育を2時間以上実施している保育所 イ 夜間保育所 ウ へき地(山間地・離島・過疎地)に所在する保育所 エ 旧自園型実施保育所 ・預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと (この他に、留意事項として医療機関との連携、感染の防止の規定あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の作成 ※上記の他、医療との連携等について、規定	<ul style="list-style-type: none"> ・実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと ・地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に行うこと (この他に、留意事項として医療機関との連携、感染の防止の規定あり)
負担割合	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 (国 1/3 指定都市・中核市 2/3)			

体調不良児対応型の実施要件について

○ 病児・病後児保育事業実施要綱（抄）

改正後（案）	現 行
<p>5 実施要件 (3) 体調不良児対応型 ① 看護師等を常時2名以上配置すること。 ただし、次の(ア)～(エ)いずれかの要件を満たす場合には、体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。 (ア) 本通知別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育促進事業」という。)の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所であること。公立保育所にあつては、延長保育促進事業と同等の要件にて、2時間以上の延長保育を実施している保育所であつて、市町村が適当と認める保育所であること。 (イ) 本通知別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所であること。 (ウ) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の規定による特勤手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4キロメートル以内に所在する保育所であること。 (エ) 本事業(平成19年度にあつては、自園型)を平成19年度より実施している保育所であること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>5 実施要件 (3) 体調不良児対応型 ① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。</p> <p>(参考) 体調不良児対応型採択基準(平成22年2月25日付事務連絡) ① 看護師(保健師・助産師・准看護師を含む。)を常時2名以上配置している保育所 ② 延長保育を2時間以上実施している保育所(注1、注2) ③ 夜間保育所(注3) ④ へき地(山間地・離島・過疎地)に所在する保育所(注4) ⑤ 平成19年度経過措置分(旧自園型実施保育所)</p> <p>注1 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)の別添6「延長保育促進事業」に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育実施している保育所 注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所 注3 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所 注4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の定による特勤手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4km内に所在する保育所</p> <p>② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。 ③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。 ④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。 ⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。</p>

【現行】4月2日生まれの児童に対する年齢区分(クラス編制)の取扱い

「年齢計算に関する法律」…年齢は出生の日よりこれを起算し、起算日に応答する日の前日をもって満了する
 → 誕生日の前日に年齢が加算されることになっている

【(例)4歳の誕生日を迎える児童の場合のクラス編制】

○ 保育所運営費に係る交付要綱に基づくクラス編制

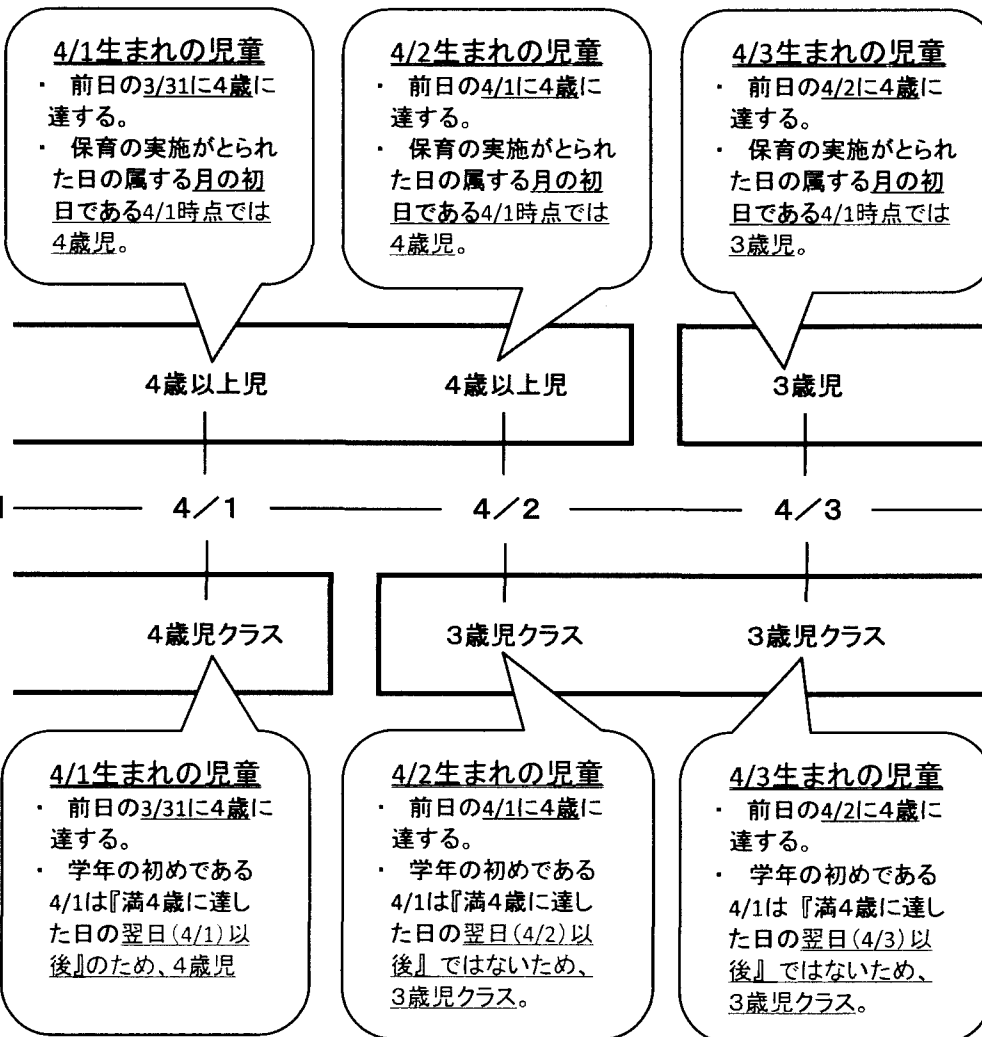
【4/1から保育所に入所する場合】

- 4/1において、4歳に達していなければ3歳児
- 4/1において、4歳に達していれば4歳児

○ 学校教育法に基づくクラス編制

【4/1から幼稚園に入園する場合】

- 満4歳に達した日の翌日以後に、学年の初めである4/1を迎える場合は4歳児クラス
- 満4歳に達した日の翌日より前に、学年の初めである4/1を迎える場合は3歳児クラス



認定こども園制度

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

認定件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
532	241	180	86	25

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成22年4月1日現在))

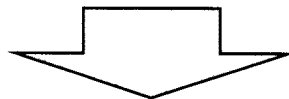
都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	32	石川県	7	岡山県	6
青森県	4	福井県	2	広島県	14
岩手県	11	山梨県	2	山口県	3
宮城県	2	長野県	8	徳島県	2
秋田県	20	岐阜県	3	香川県	1
山形県	7	静岡県	5	愛媛県	10
福島県	12	愛知県	9	高知県	10
茨城県	22	三重県	1	福岡県	14
栃木県	8	滋賀県	14	佐賀県	20
群馬県	21	京都府	0	長崎県	37
埼玉県	13	大阪府	13	熊本県	2
千葉県	15	兵庫県	31	大分県	7
東京都	51	奈良県	4	宮崎県	17
神奈川県	25	和歌山県	6	鹿児島県	24
新潟県	10	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	5	島根県	2	合計	532

(資料5)

地域主権改革(保育所関係)について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



○ 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

- 保育士の配置基準 ○居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)
○保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理)
などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
- 屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準
○保育時間 ○保護者との密接な連絡
などについては、国の基準を参考にすればよい。
- ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案(平成22年3月5日閣議決定)を、第174回通常国会に提出。 ⇒ 衆議院で継続審議

○ 地域主権戦略大綱の内容(平成22年6月22日閣議決定)

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 所要の法案について検討中。

保育所における給食の外部搬入方式について

○ 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1(平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部)に基づき、保育所における満3歳以上児に対する食事の提供については、平成22年6月1日より外部搬入方式を採用することを可能とした。【児童福祉施設最低基準第32条の2】

※1 3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと。

従 来

○ 特区の認定を受けた市町村では、公立保育所の全年齢において外部搬入方式を採用することが可能。

平成22年5月末現在で、91市町村475施設が特区認定(うち3歳以上児のみ:188施設)

	公立	私立
0~5歳	(特区) 外部搬入可能	自園調理

H22. 6. 1より

○ 満3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することが可能。
○ 満3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村※2に限り外部搬入方式を採用することが可能。(私立は自園調理)

	公立	私立
3~5歳	特区によらず 外部搬入可能	
0~2歳	(特区) 外部搬入可能	自園調理

※ 満3歳以上児の給食の外部搬入にあたっては、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場合のみ実施できることとする。

(認定要件)

- ・ 調理室として加熱、保存等のための調理機能を有していること。
- ・ 入所児童の発達段階に応じた食事を提供すること。
- ・ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。等

※2 平成22年11月末現在で、62市町村284施設が特区認定されている。(その他、特区認定されているものの、自園調理に変更または廃止したものが10施設ある。)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る
臨時提案等に対する政府の対応方針
(平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定)

【保育所における看護師配置補助要件の緩和】

従 来

乳児6人以上を入所させる保育所の保育士定数について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師1名に限って保育士としてみなすことができる。



新たに特区として対応

- 乳児4人以上6人未満を入所させる保育所の保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能になるよう特区において必要な措置を講ずる。

実施時期：平成22年10月14日より実施

【一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合の評議員の設置及び経理区分の明確化の緩和】

従 来

保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合には評議員会の設置及び経理区分の明確化が必要となっている。(ただし、経過措置として、平成23年度末まで猶予期間あり)



全国的措置として対応

- 保育所を運営する事業のみを行う社会福祉法人が一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業を行う場合(両方の事業を行う場合も含む)については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。

実施時期：平成22年10月14日より実施

※地域子育て支援拠点事業については6月の本部決定はないが、7月に特区要望として挙がり、10月の本部決定で全国的措置として対応する事となった。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月公布、平成21年4月施行)
第5章「健康及び安全」の充実と「保育指針解説書」でのアレルギー対応について明記
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)
(2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究(平成22年3月(財)こども未来財団)

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン作成
(平成22年度中策定予定)

ガイドライン内容(案)の主な項目とポイント

○ 保育所におけるアレルギー疾患の実態

保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題を記載し、保育所において、保育所・保護者・嘱託医が共通理解の下、アレルギー疾患に対応できるよう「アレルギー疾患生活管理指導表」を提示

○ アレルギー疾患各論

保育所における代表的なアレルギー疾患(気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎)について、その原因や治療方法、保育所での生活上の留意点を記載

○ 食物アレルギーへの対応

保育所で特に対応に苦慮している食物アレルギーについては、誤食や除去食の考え方等について詳述。
また、アナフィラキシーが起こった時の対応について、エピペンの使用を含めた対応方法を明記。

ガイドラインの活用に向けて

○ ガイドラインの周知徹底

→ 各自治体への周知だけでなく、保育団体へも協力要請し、各保育所へガイドラインが直接届くよう、周知を図るとともに、厚生労働省のHPIに掲載し、活用しやすい体制を整える。また、日本医師会、小児科医会等へも協力要請し、嘱託医へも周知を図る。

○ Q&Aの作成

→ ガイドラインの活用の際し、あらかじめ想定される質問事項はQ&Aを作成し、保育現場でより使いやすいガイドラインとする。

○ 研修体制の強化

→ アレルギーの問題は専門性が高く、関係機関が共通認識の下、対応できるよう、研修体制の強化が必要である。各保育団体で実施する研修会等で、アレルギーに関する研修機会を組み込むよう協力要請する。

特別保育実施状況(都道府県・指定都市・中核市別)

①延長保育促進事業

Table with 4 columns: 実施か所数 (Public, Private), 合計. Lists municipalities and their respective counts for the extension childcare promotion project.

②特定保育事業

Table with 4 columns: 実施か所数 (Public, Private), 合計. Lists municipalities and their respective counts for the special childcare project.

③休日保育事業

Table with 4 columns: 実施か所数 (Public, Private), 合計. Lists municipalities and their respective counts for the weekend childcare project.

(注1)実施か所数は平成21年度交付決定ベースである。(ただし、延長保育(公立分)については、保育課調べ)

(注2)都道府県の実施か所数は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る数値を除いたものである。

④夜間保育所の設置状況

	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	0	2	2
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	2	2
栃木県	0	0	0
群馬県	0	0	0
埼玉県	0	1	1
千葉県	0	0	0
東京都	0	3	3
神奈川県	0	6	6
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	1	1
福井県	0	2	2
山梨県	0	1	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
滋賀県	0	2	2
京都府	0	0	0
大阪府	0	4	4
兵庫県	0	1	1
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	0	1	1
島根県	0	3	3
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	2	2
熊本県	0	1	1
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	3	3
札幌市	0	3	3
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	0	1	1
川崎市	0	1	1
新潟市	0	1	1
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋	0	4	4
京都市	0	7	7
大阪市	0	6	6
堺市	0	1	1
神戸市	0	0	0
岡山市	0	1	1
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	0	0
川越市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
機嫌市	0	0	0
相模原市	0	1	1
富士市	0	0	0
金沢市	0	2	2
長野市	0	1	1
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	1	1
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
奈良市	0	1	1
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	1	1
福山市	0	2	2
下関市	0	0	0
高松市	0	1	1
松山市	0	1	1
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	0	1	1
大分市	0	0	0
宮崎市	0	1	1
鹿児島市	0	0	0
合計	0	77	77

(注)夜間保育所の設置状況は平成21年4月1日現在である。

⑤病児・病後児保育事業

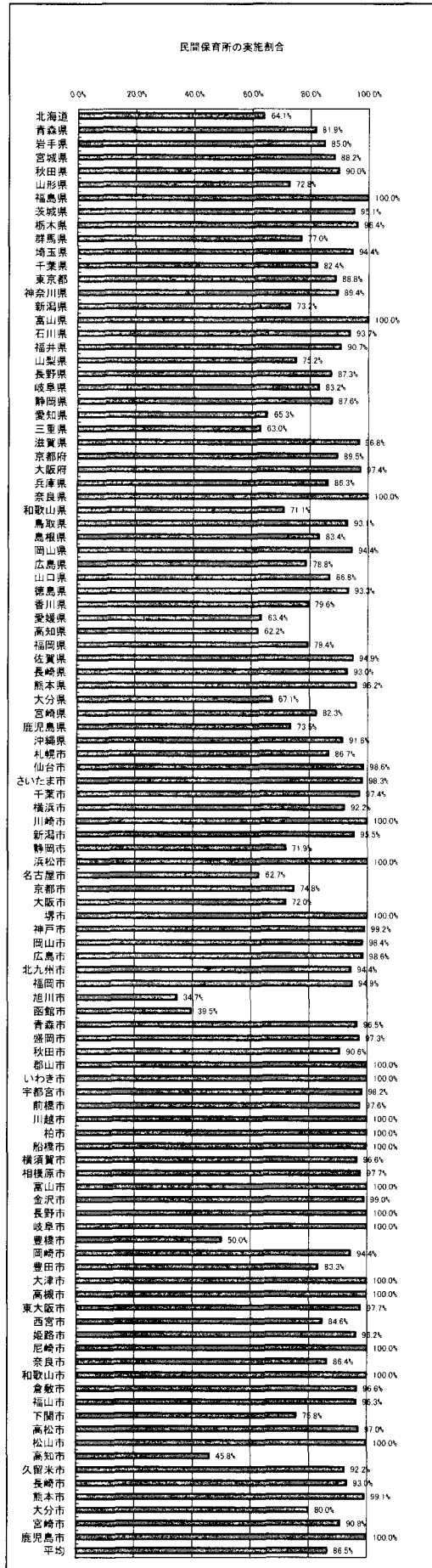
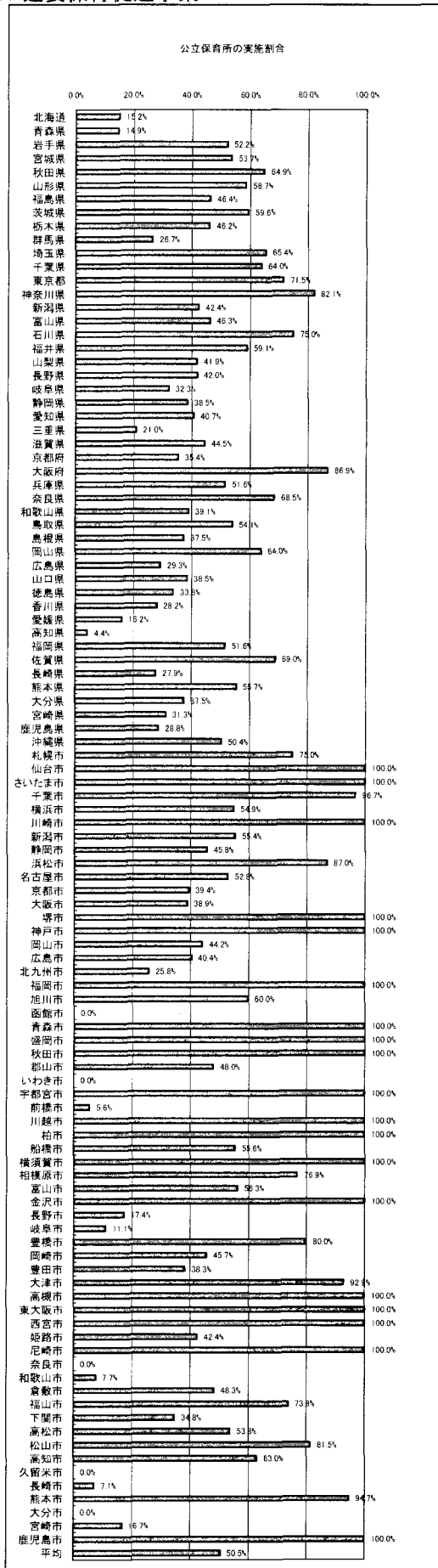
	実施か所数			合計
	病児対応型	病後児対応型	健康児童対応型	
北海道	1	8	2	11
青森県	4	4	0	8
岩手県	1	6	20	27
宮城県	0	1	1	2
秋田県	3	12	10	25
山形県	1	4	21	26
福島県	0	3	4	7
茨城県	4	22	26	52
栃木県	1	13	20	34
群馬県	0	7	15	22
埼玉県	4	16	3	23
千葉県	8	15	27	50
東京都	30	65	12	107
神奈川県	1	6	1	8
新潟県	2	10	0	12
富山県	1	3	22	26
石川県	5	14	17	36
福井県	11	16	4	31
山梨県	4	2	12	18
長野県	6	4	2	12
岐阜県	7	4	0	11
静岡県	3	23	9	35
愛知県	8	9	1	18
三重県	7	1	0	8
滋賀県	3	4	4	11
京都府	4	7	8	19
大阪府	11	24	65	100
兵庫県	4	10	0	14
奈良県	1	4	9	14
和歌山県	1	3	1	5
鳥取県	4	8	0	12
島根県	7	10	3	20
岡山県	3	4	16	23
広島県	6	7	4	17
山口県	17	0	0	17
徳島県	6	4	3	13
香川県	5	1	0	6
愛媛県	7	0	1	8
高知県	1	2	2	5
福岡県	9	14	0	23
佐賀県	2	4	0	6
長崎県	8	4	6	18
熊本県	9	4	0	13
大分県	2	4	0	6
宮崎県	2	7	0	9
鹿児島県	6	4	0	10
沖縄県	5	7	0	12
札幌市	0	5	0	5
仙台市	4	0	0	4
さいたま市	3	0	0	3
千葉市	7	0	0	7
横浜市	13	5	0	18
川崎市	0	3	0	3
新潟市	4	0	0	4
静岡市	0	0	0	0
浜松市	1	6	0	7
名古屋	4	2	0	6
京都市	0	5	0	5
大阪市	6	22	0	28
堺市	1	1	0	2
神戸市	7	0	0	7
岡山市	4	0	0	4
広島市	8	0	0	8
北九州市	8	0	0	8
福岡市	11	1	0	12
旭川市	0	1	0	1
函館市	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0
盛岡市	3	0	2	5
秋田市	0	2	2	4
郡山市	0	2	0	2
いわき市	2	0	0	2
宇都宮市	1	2	0	3
前橋市	0	1	9	10
川越市	1	0	0	1
柏市	0	1	0	1
船橋市	2	1	0	3
機嫌市	1	0	0	1
相模原市	0	2	0	2
富士市	3	0	13	16
金沢市	5	0	3	8
長野市	0	1	0	1
岐阜市	4	0	0	4
豊橋市	1	1	0	2
岡崎市	0	2	0	2
豊田市	2	1	0	3
大津市	0	1	0	1
高槻市	0	1	0	1
東大阪市	2	2	0	4
西宮市	0	0	0	0
姫路市	0	4	0	4
尼崎市	2	0	0	2
奈良市	0	1	0	1
和歌山市	0	0	0	0
倉敷市	4	0	0	4
福山市	4	0	0	4
下関市	3	0	0	3
高松市	3	0	1	4
松山市	2	0	0	2
高知市	0	3	0	3
久留米市	2	0	0	2
長崎市	3	1	0	4
熊本市	5	0	0	5
大分市	4	0	0	4
宮崎市	2	3	0	5
鹿児島市	5	0	0	5
合計	383	486	381	1,250

⑥一時預かり事業

	実施か所数			合計
	保育所型	地域密着型	地域密着型	
北海道	135	3	0	138
青森県	102	0	0	102
岩手県	115	0	0	115
宮城県	43	1	0	44
秋田県	79	1	0	80
山形県	74	1	1	76
福島県	66	0	0	66
茨城県	216	3	0	219
栃木県	83	0	0	83
群馬県	117	0	0	117
埼玉県	212	11	0	223
千葉県	169	0	1	170
東京都	225	28	7	260
神奈川県	99	0	0	99
新潟県	150	3	1	154
富山県	85	0	0	85
石川県	81	4	0	85
福井県	113	0	0	113
山梨県	58	0	0	58
長野県	143	1	0	144
岐阜県	125	0	0	125
静岡県	162	2	0	164
愛知県	161	1	0	162
三重県	50	1	0	51
滋賀県	38	1	0	39
京都府	79	0	0	79
大阪府	143	0	0	143
兵庫県	177	0	0	177
奈良県	41	1	0	42
和歌山県	19	0	0	19
鳥取県	50	0	0	50
島根県	64	0	0	64
岡山県	79	0	0	79
広島県	81	0	0	81
山口県	146	0	0	146
徳島県	31	0	0	31
香川県	23	0	0	23
愛媛県	40	0	0	40
高知県	14	0	0	14
福岡県	130	1	1	132
佐賀県	81	0	0	81
長崎県	87	0	1	88
熊本県	63	0	0	63
大分県	75	0	0	75
宮崎県	68	0	0	68
鹿児島県	82	0	0	82
沖縄県	62	0	0	62
札幌市	76	0	0	76
仙台市	31	3	0	34
さいたま市	37	0	0	37
千葉市	19	0	0	19
横浜市	226	0	6	232
川崎市	31	0	0	31
新潟市	122	0	0	122
静岡市	40	2	0	42
浜松市	46	0	0	46
名古屋	28	0	0	28
京都市	42	0	0	42
大阪市	50	0	0	50
堺市	32	0	0	32
神戸市	90	0	0	90
岡山市	80	0	0	80
広島市	15	0	0	15
北九州市	53	0	0	53
福岡市	0	0	0	0
旭川市	8	0	0	8
函館市	30	0	0	30
青森市	67	0	0	67
盛岡市	15	0	0	15
秋田市	33	0	0	33
郡山市	5	1	0	6
いわき市	12	0	0	12
宇都宮市	2	1	0	3
前橋市	22	0	0	22
川越市	0	0	0	0
柏市	10	0	0	10
船橋市	13	0	0	13
機嫌市	8	0	0	8
相模原市	35	0	0	35
富士市	36	0	0	36
金沢市	84	1	0	85
長野市	10	0	0	10
岐阜市	19	0	0	19
豊橋市	3	0	0	3
岡崎市	13	0	0	13
豊田市	12	0	0	12
大津市	19	0	0	19
高槻市	20	3	0	23
東大阪市	24	0	0	24
西宮市	10	0	0	10
姫路市	29	0	0	29
尼崎市	23	0	0	23
奈良市	7	0	0	7
和歌山市	8	0	0	8
倉敷市	15	0	1	16
福山市	57	0	0	57
下関市	16	0	0	16
高松市	15	0	0	15
松山市	30	0	0	30
高知市	8	0	0	8
久留米市	8	0	0	8
長崎市	0	0	0	0
熊本市	11	0	0	11
大分市	9	0	0	9
宮崎市	45	0	0	45
鹿児島市	22	0	0	22
合計	6,387	74	19	6,460

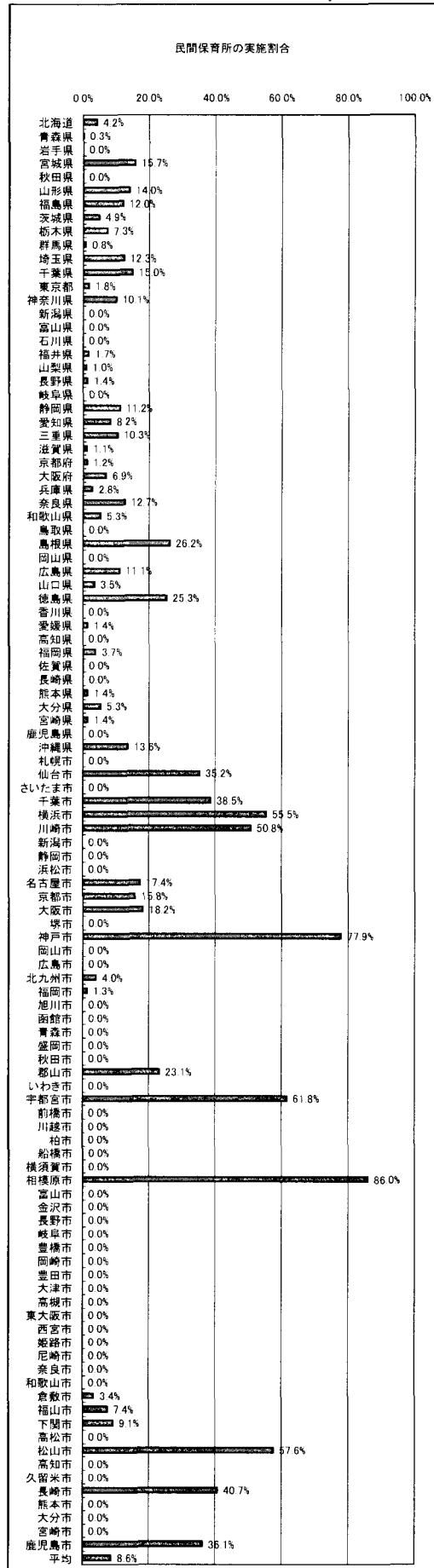
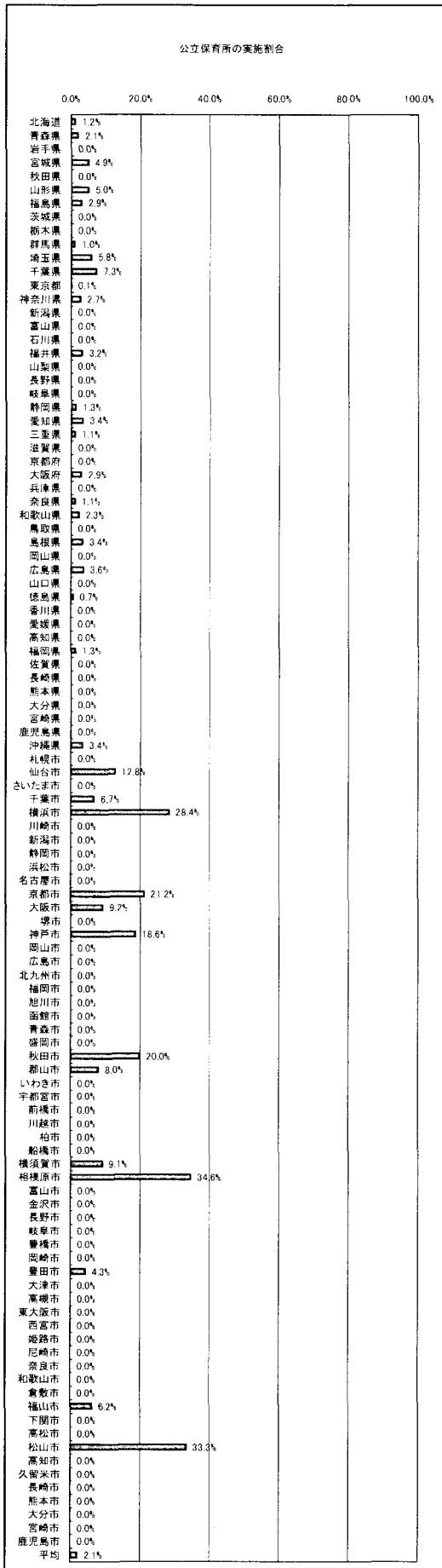
都道府県・指定都市・中核市別×公民別特別保育実施保育所の割合

1. 延長保育促進事業

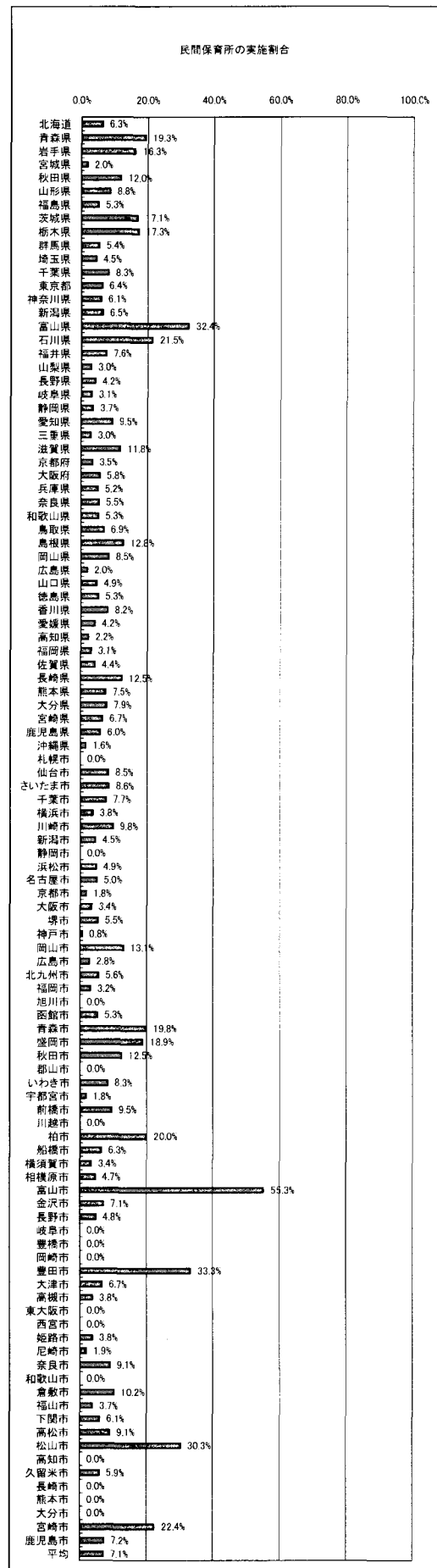
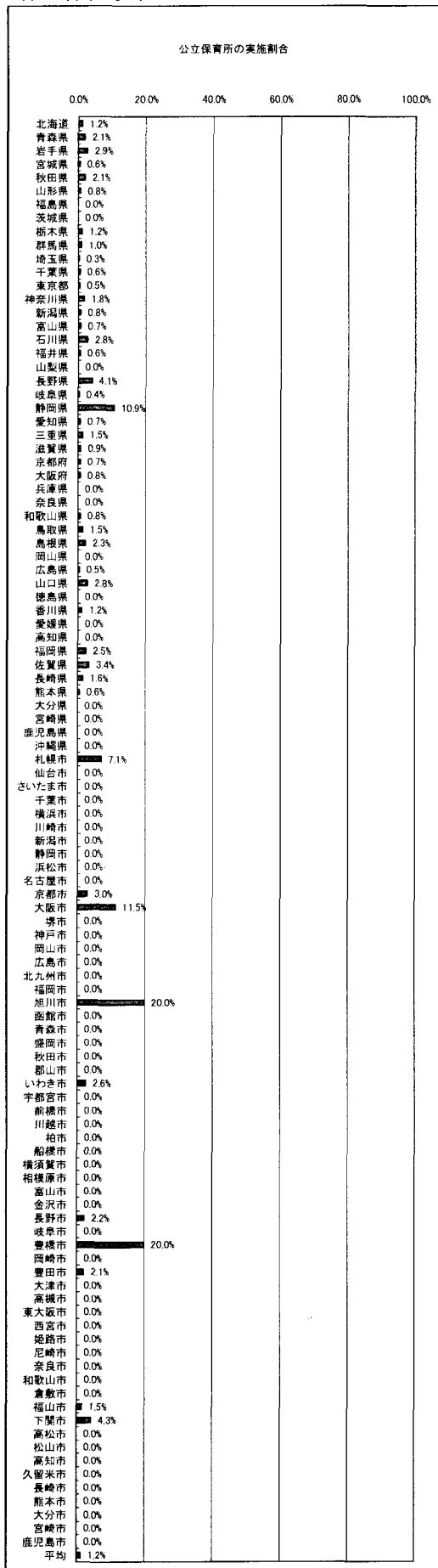


※ 実施割合 = 実施保育所数(H21年度) / 全保育所数(H22.3現在)

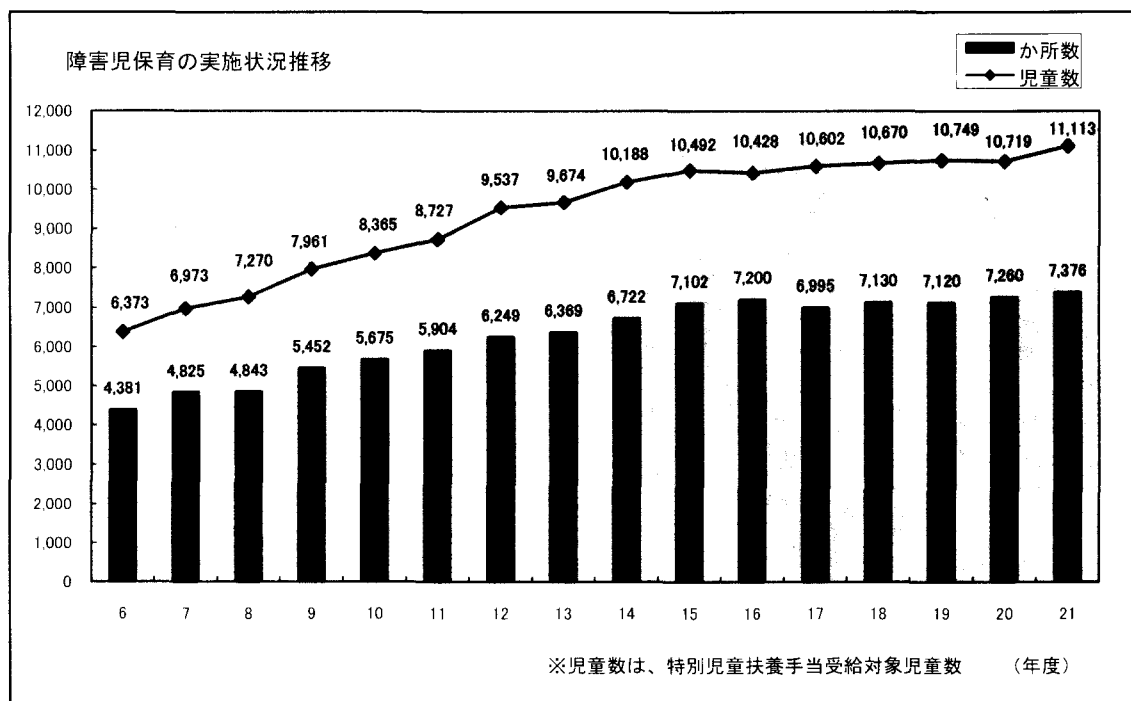
2. 特定保育事業



3. 休日保育事業



障害児保育の実施状況について



	実施か所数 (か所)	受入れ児童数 (人)
平成20年度	7,260 (+140)	10,719 (-30)
平成21年度	7,376 (+116)	11,113 (+394)

※ () は対前年度増減数

【実施か所数】

平成21年度の障害児保育の実施か所数は7,376か所で、前年から116か所(1.6%)の増。

【対象児童数】

平成21年度の障害児保育対象児童数は11,113人で、前年から394人(3.7%)の増。

平成21年度 障害児保育の実施状況調査(集計表)

市町村名	実保育所数					実障害児数				備考
	(A)	設置主体		経営主体		(B)	特別児童扶養手当支給対象実障害児数(C)			
		公	私	公	私		合計	1級	2級	
	か所	か所	か所	か所	か所	人	人	人	人	
北海道	240	161	79	153	87	852	389	138	251	
青森県	83	9	74	9	74	184	145	36	109	
岩手県	110	50	60	48	62	280	161	96	65	
宮城県	71	65	6	64	7	210	110	38	72	
秋田県	66	36	30	32	34	331	109	47	62	
山形県	85	57	28	53	32	313	126	74	52	
福島県	80	53	27	52	28	295	130	50	80	
茨城県	145	63	82	63	82	444	208	91	117	
栃木県	68	49	19	49	19	474	92	45	47	
群馬県	76	24	52	24	52	418	96	44	52	
埼玉県	196	125	71	123	73	1,121	274	142	132	
千葉県	151	117	34	111	40	583	217	73	144	
東京都	399	238	161	223	176	3,234	469	230	239	
神奈川県	87	47	40	45	42	347	117	54	63	
新潟県	164	127	37	126	38	1,319	228	87	141	
富山県	46	26	20	25	21	283	55	24	31	
石川県	77	59	18	56	21	333	94	46	48	
福井県	91	45	46	45	46	294	136	45	91	
山梨県	50	33	17	32	18	304	58	29	29	
長野県	231	208	23	208	23	1,622	325	76	249	
岐阜県	162	109	53	106	56	729	254	111	143	
静岡県	88	43	45	43	45	499	124	42	82	
愛知県	191	161	30	159	32	1,619	301	110	191	
三重県	152	112	40	112	40	868	254	105	149	
滋賀県	106	73	33	72	34	969	155	90	65	
京都府	131	88	43	85	46	716	276	85	191	
大阪府	260	168	92	167	93	2,514	418	152	266	
兵庫県	204	99	105	98	106	795	326	107	219	
奈良県	78	59	19	53	25	490	155	34	121	
和歌山県	41	37	4	36	5	390	59	14	45	
鳥取県	57	38	19	37	20	252	68	28	40	
島根県	124	43	81	35	89	230	190	55	135	
岡山県	26	14	12	14	12	368	30	15	15	
広島県	107	88	19	84	23	640	142	35	107	
山口県	64	25	39	25	39	493	88	41	47	
徳島県	61	43	18	43	18	348	79	28	51	
香川県	40	32	8	32	8	238	55	20	35	
愛媛県	103	73	30	73	30	398	158	57	101	
高知県	86	64	22	64	22	215	148	28	120	
福岡県	143	52	91	48	95	448	210	100	110	
佐賀県	75	20	55	20	55	181	112	64	48	
長崎県	113	19	94	17	96	241	163	72	91	
熊本県	124	41	83	39	85	573	158	79	79	
大分県	47	17	30	16	31	86	60	33	27	
宮崎県	62	23	39	23	39	130	81	33	48	
鹿児島県	87	24	63	23	64	171	122	54	68	
沖縄県	196	75	121	74	122	460	336	70	266	

市町村名	実保育所数					実障害児数				備考
	(A)	設置主体		経営主体		(B)	特別児童扶養手当支給対象実障害児数(C)			
		公	私	公	私		合計	1級	2級	
か所	か所	か所	か所	か所	人	人	人	人		
札幌市	58	10	48	9	49	253	81	35	46	
仙台市	101	47	54	47	54	403	111	31	80	
さいたま市	32	26	6	26	6	192	36	23	13	
千葉市	47	37	10	37	10	190	80	43	37	
横浜市	114	44	70	42	72	545	174	67	107	
川崎市	28	16	12	15	13	130	33	13	20	
新潟市	60	34	26	34	26	616	96	52	44	
静岡市	17	10	7	10	7	76	40	17	23	
浜松市	27	9	18	9	18	299	44	10	34	
名古屋市	76	36	40	36	40	905	112	28	84	
京都市	100	11	89	10	90	886	160	38	122	
大阪市	177	96	81	78	99	1,123	396	185	211	
堺市	29	13	16	13	16	357	40	20	20	
神戸市	63	28	35	28	35	578	89	37	52	
岡山市	16	11	5	11	5	563	18	13	5	
広島市	3	2	1	2	1	262	3	2	1	
北九州市	55	15	40	11	44	380	72	26	46	
福岡市	48	6	42	6	42	243	62	16	46	
旭川市	17	1	16	1	16	75	28	2	26	
函館市	11	0	11	0	11	39	15	3	12	
青森市	13	0	13	0	13	26	13	6	7	
盛岡市	15	5	10	5	10	73	18	11	7	
秋田市	10	5	5	5	5	52	11	3	8	
郡山市	17	12	5	12	5	24	24	10	14	
いわき市	46	33	13	33	13	118	98	30	68	
宇都宮市	13	3	10	3	10	118	16	4	12	
前橋市	8	1	7	1	7	8	8	5	3	
川越市	10	10	0	10	0	77	12	10	2	
船橋市	12	11	1	11	1	85	17	8	9	
柏市	6	5	1	5	1	76	8	4	4	
横須賀市	8	4	4	4	4	30	10	4	6	
相模原市	13	6	7	6	7	133	35	13	22	
富山市	20	12	8	12	8	93	25	14	11	
金沢市	19	4	15	4	15	121	21	10	11	
長野市	30	17	13	15	15	136	45	14	31	
岐阜市	21	13	8	13	8	172	40	19	21	
豊橋市	16	4	12	4	12	163	24	7	17	
豊田市	20	18	2	18	2	122	21	6	15	
岡崎市	26	16	10	16	10	140	36	8	28	
大津市	22	10	12	9	13	201	40	23	17	
高槻市	17	8	9	8	9	86	22	9	13	
東大阪市	36	12	24	12	24	370	70	20	50	
姫路市	63	23	40	23	40	326	181	44	137	
西宮市	17	12	5	12	5	71	18	7	11	
尼崎市	13	3	10	3	10	121	17	8	9	
奈良市	29	15	14	15	14	53	31	14	17	
和歌山市	9	7	2	7	2	33	10	1	9	
倉敷市	21	11	10	9	12	249	31	13	18	
福山市	34	24	10	24	10	354	42	17	25	
下関市	16	8	8	8	8	210	25	15	10	
高松市	28	18	10	18	10	170	44	11	33	
松山市	13	8	5	6	7	98	17	7	10	
高知市	44	12	32	12	32	173	82	20	62	
久留米市	25	4	21	4	21	103	48	29	19	
長崎市	32	8	24	8	24	133	41	17	24	
熊本市	55	11	44	11	44	152	86	31	55	
大分市	13	5	8	5	8	52	15	8	7	
宮崎市	16	2	14	2	14	168	20	8	12	
鹿児島市	27	2	25	2	25	92	40	23	17	
合計	7,376	4,066	3,310	3,939	3,437	41,399	11,113	4,299	6,814	

[母子保健課関係]

1. 妊婦健康診査等について

(1) 妊婦健康診査支援基金について

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度第二次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援を行ってきたところである。

この基金事業は平成22年度末に終了する予定であったが、平成22年度補正予算において、実施期限を延長するとともに積み増し(111億円)を行い、平成23年度についても事業を継続することとしたところである。

(2) HTLV-1抗体検査等について

平成22年10月6日より、HTLV-1抗体検査について、妊婦健診の標準的な検査項目に追加したところである。また、平成23年度からは、性器クラミジアの検査も妊婦健診の標準的な検査項目に追加する予定なので、各市区町村等への周知をお願いしたい。

(3) 妊婦健康診査の公費負担の状況調査について

平成22年4月現在における妊婦健診の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施され、公費負担回数の全国平均は14.04回であった(平成21年4月時点では13.96回)(関連資料1参照)。

各自治体におかれては、必要な妊婦健診が行われるよう、引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、平成23年4月現在の状況調査については、3月中に調査依頼を行う予定であるので、ご協力をお願いしたい。

(4) その他

妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健診の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。各自治体におかれては、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

【すこやかな妊娠と出産のために】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

また、B型肝炎母子感染防止については、「B型肝炎母子感染防止対策の周知徹底について(平成16年4月27日雇児母発第0427001号)」等によりお願いしているところであるが、引き続き各医療機関において適切な対応が行われるよう指導等をお願いしたい。

2. HTLV-1母子感染に対する対応について

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス-1型）特命チームが設置され、HTLV-1母子感染予防対策として、妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定された。

これを受け、妊婦健診においてHTLV-1抗体検査が実施できるよう、平成22年10月6日付けで通知を改正し、HTLV-1抗体検査を妊婦健診の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、補助単価（妊婦1人当たり）の上限額を改定、平成22年11月1日付けで自治体、医師会等に対し、抗体検査の実施方法等について通知したところである。

また、HTLV-1特命チームの決定に基づき、平成22年度補正予算により、妊婦健康診査支援基金の実施期限を延長するとともに、積み増しを実施し、妊婦健診（HTLV-1抗体検査を含む。）の公費助成を平成23年度も継続することとしたところであり、各自治体におかれては、引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。

HTLV-1母子感染予防対策としては、保健指導・カウンセリング体制づくりが特に重要であることから、平成22年度中に国が作成・配布するマニュアル（医師向け、保健師等向け）、妊婦向けリーフレット、HTLV-1母子感染予防対策全国研修会（3月2日（水）東京、3月9日（水）大阪）を活用していただきたい。

平成23年度予算案では、母子保健医療対策等総合支援事業の「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部として「HTLV-1母子感染対策事業」を新設し、都道府県において「HTLV-1母子感染対策協議会」を設置し、都道府県内のHTLV-1抗体検査、保健指導等の検討を行うとともに、市区町村職員等への研修及び普及啓発の経費を計上したところである。このため、各都道府県におかれては、「HTLV-1母子感染対策協議会」を設置の上、HTLV-1母子感染対策のさらなる充実が図られるよう、積極的な取り組みをお願いしたい。（**関連資料2参照**）

なお、平成23年2月1日時点の市区町村におけるHTLV-1抗体検査の公費負担の実施状況及び、平成23年度に都道府県において実施していただく予定のHTLV-1母子感染対策事業の検討状況についての調査を行っているところであり、ご協力をお願いしたい。

3. 不妊に悩む方への特定治療支援事業について

子どもを生き育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦に対する支援は、子ども・子育て施策の一環としても重要である。

このため、高額な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、体外受精、顕微授精を対象に特定不妊治療費助成事業を実施し、夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成してきたところである。

平成23年度予算案においては、新たに「不妊に悩む方への特定治療支援事業」として「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」の評価結果（B評価）を受け、従来「1回あたり15万円を年2回、通算5年まで」のところを、年齢が低いうちに短期間に集中して治療を行う環境を整える観点から、1年度目の助成回数を3回まで（通算5年、通算10回を超えない）に拡大したところであるので、各都道府県等におかれては、不妊に関する専門的な相談に応じる不妊専門相談センター事業と併せて積極的な取組みをお願いしたい。（関連資料3参照）

また、不妊治療の実施医療機関の指定については、平成21年5月に「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を改正し、「医療法施行規則に定められている安全確保のための体制確保」や「実施責任者の責務」などを明記したところであるので、引き続き各都道府県等におかれては実施医療機関の指定や再審査に当たって留意願いたい。

なお、申請書の配布について、申請者の負担に配慮して、保健所等の行政機関での窓口のほか、医療機関の窓口やインターネット等でも申請書が入手出来るよう、可能な限り配布方法を工夫いただくようお願いしたい。

4. 子どもの心の診療ネットワーク事業について

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図ることを目的として、平成20年度に「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を創設し、都道府県を実施主体として、3年間のモデル事業を実施したところである。

当該モデル事業の実施状況を踏まえ、「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」において、本事業は、地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等による地域の子どもの心の診療体制整備に寄与するとともに、患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていることが推測される等、地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると考えられる、との意見が取りまとめられた。

これらの結果を元に、平成23年度予算案においては、名称を「子どもの心の診療ネットワーク事業」として、事業の本格実施を図ることとしており、各都道府県におかれては、本事業を活用して、地域の子どもの心の診療拠点病院を中心とした子どもの心の診療体制の充実に積極的に取り組んでいただきたい。

(関連資料4参照)

5. 妊娠期から育児期に係る支援体制の充実について

(1) 妊娠について悩む者が相談しやすい体制の整備等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会によりとりまとめられた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第6次報告）（以下「6次報告」という。）において、生後間もない日齢0日で死亡した事例が相当数あり、これらの事例については、日齢1日以上で死亡した事例に比べ、妊婦健診の未受診や母子健康手帳の未発行などの割合が高い結果となっており、望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と妊娠に悩む者が相談しやすい体制の整備、相談先の周知徹底が提言されている。

このような死亡事例の防止のためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ支援につなげることが必要であり、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めていただいているところである。引き続き、この取組みの徹底をお願いしたい。

特に、妊娠に悩む者に対する相談体制については、母子保健事業を通じた相談支援や女性健康支援センターにおける相談事業が行われているところであるが、これらの窓口の存在について周知を図るため、地域の実情に合わせて各種の媒体により広く情報提供するほか、妊娠前から妊娠に関する性と健康に関する知識の普及啓発を図る必要がある。このため、平成23年度予算案においては、生涯を通じた女性の健康支援事業のうちの女性健康支援センター事業に下記経費を計上したところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

- ① 妊娠に悩む者に対する専門の相談員を女性健康支援センターへ配置
- ② ドラッグストア等において、妊娠に関して相談できる連絡先を記載したパンフレットを配布するなど、広報啓発を図る
- ③ 相談対応の充実や関係機関との連携など相談体制を向上させるための検討会を開催

(2) 乳幼児健診の未受診者の受診勧奨について

第6次報告において、乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診は、児童虐待のリスク要因のひとつとして挙げられており、乳幼児健診未受診者については、その把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、子どもの安全確認を行うべきことが提言されている。

これを受け、未受診者の把握と訪問等による受診勧奨を徹底するとともに、受診勧奨をしてもなお未受診の状態が続いている場合には、児童福祉担当部署、要保護児童地域対策協議会の調整機関等を交えて対応を検討し、子どもの状態の確認を徹底するよう通知（平成22年7月28日「児童虐待防止対策の推進について」）したところであるので、各自治体におかれては、引き続き乳幼児健診未受診者の受診勧奨等に努められたい。

6. 妊産婦ケアセンター運営事業の廃止について

妊産婦ケアセンター運営事業については、実施状況等を勘案して、平成22年度をもって廃止することとしたので御了知願いたい。

7. 「健やか親子21」について

「健やか親子21」は、妊産婦死亡や乳幼児の事故死などの課題と、思春期における健康問題や親子の心の問題などについて、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標（値）を示して、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動計画である。その達成のためには、国民をはじめ、医療・保健・福祉・労働・教育・警察等の関係者、関係機関・団体がそれぞれの立場から寄与することが重要である。

このため、関係機関・団体が一体となって各種取組を効率的に進めることを目的として、平成13年4月に「健やか親子21推進協議会」が設立され、平成23年1月現在で87団体が参加している。

○「健やか親子21」公式ホームページ

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/>

(1) 「健やか親子21」第2回中間評価について

21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」については、母子保健分野において「健康日本21」の一翼を担うという位置づけと、次世代育成支援対策の一環としての位置づけを有しており、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画とともに一体的に推進することが効果的であるとの観点から、平成21年3月に、平成22年までの「健やか親子21」の実施期間を4年間延長し、平成26年度までとしたところである。

平成21年3月～22年3月まで、厚生労働省において、『健やか親子21』の評価等に関する検討会を開催し、国民運動計画の実施状況の評価、今後5年間の重点取組等についての検討を行い、平成22年3月に『健やか親子21』第2回中間評価報告書』を取りまとめた。

各自治体におかれては、母子保健に関する計画策定及び見直しの際に、当該報告書を参考にするなどして、引き続き、「健やか親子21」の一層の推進について、ご尽力をお願いしたい。

○「健やか親子21」第2回中間評価報告書

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0331-13a.html>

(2) 健やか親子21全国大会について

平成22年度の全国大会は、「笑顔あふれる家族・地域！！～今、できること、すべきこと～」をテーマに埼玉県で開催された。平成23年度は、「支えよう小さな命とその家族みんな笑顔で楽しい子育て（仮）」をテーマとして、平成23年11月9日（水）～11日（金）に、福井県（AOSSA 県民ホール）において開催される予定である。

(3) マタニティマークについて

「健やか親子21」の取組の一環として、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保を目指し、妊産婦に対する社会の理解と配慮を促すため、平成18年3月に「マタニティマーク」を発表した。

平成19年度から、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行ったり、マタニティマークの趣旨を普及啓発したりできるよう、地方財政上の措置を行っている。

平成22年8月に各都道府県・政令市・特別区を通じ調査したところ、啓発の取組を実施している自治体が1,011、妊産婦個人用グッズを配付している自治体が1,457であった。しかしながら、未だ国民への周知が十分でないとの指摘もされている。国においても啓発に取り組んでいるところであり、都道府県、市町村においても、更なるマタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進をお願いしたい。（関連資料5参照）

○ マタニティマークのホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>

8. 児童福祉施設における食事の提供等について

(1) 「日本人の食事摂取基準」の改定について

日本人の食事摂取基準については、平成21年5月に、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」を策定し、報告書としてとりまとめられたところである。

この「日本人の食事摂取基準(2010年版)」は、平成22年度から使用するものとして、平成22年3月18日に告示されたところであり、母子保健事業や周産期の栄養指導等において活用いただくとともに関係者等への周知・普及啓発をお願いしたい。

(2) 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」について

児童福祉施設における食事は子どもの健全な発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。

食事摂取基準の改定を受けて、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方について、子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月)を作成するとともに、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(平成22年3月30日雇児発0330第8号、障発0330第10号)、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(平成22年3月30日雇児母発0330第1号)を通知したところであり、管内市町村等においても保育所等の児童福祉施設と連携した食育の推進など積極的な取り組みをお願いしたい。

9. 乳幼児身体発育調査について

全国の乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するため、平成22年9月に乳幼児身体発育調査(10年周期の調査)を実施したところであるが、調査に携わった担当課については、厚く御礼申し上げます。

調査結果については、平成23年度秋までにとりまとめたうえ公表し、平成24年度からの母子健康手帳において活用する予定である。(関連資料7参照)

10. 基礎自治体への権限移譲について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理している低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療給付（母子保健法（昭和40年法律第141号）第18条、第19条第1項、第20条第1項）については、すべての市町村に移譲することとされた。

これを踏まえ、今通常国会において、母子保健法の改正を含む「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」の提出を予定している。

11. タンデムマス法による新生児マススクリーニングについて

病気を新生児期に見つけて対策を講じ、重篤な障害の発生を予防する事業として、新生児マススクリーニングが地方交付税により実施されているところである。

国としては、平成16年度から新生児マススクリーニングの新しい検査法であるタンデムマス法に関する研究に取り組んでおり、タンデムマス法による新生児マススクリーニングが有効な疾患が、明らかとなってきたところである。^{※1}

※1 「タンデムマスQ&A 2009」（「タンデムマス等の新技術を導入した新生児マススクリーニングの確立に関する研究」（研究代表者：山口清次島根大学教授）が平成21年に作成）の22ページに従来の3疾患に加え13疾患を「早期治療が障害の発生の予防・軽減に効果的と判断される疾患」（一次対象疾患）としている。）

国としては、引き続き、研究^{※2}を実施して、タンデムマス法により発見された疾患の新たな治療法開発や予後の調査等に取り組むとともに、地方交付税による検査と機器の費用の確保について要望を行っているところである。

※2 厚生労働科学研究「タンデムマス導入による新生児マススクリーニング体制の整備と質向上に関する研究」（研究代表者：山口清次島根大学教授、平成22年度～）

[母子保健課 関連資料]

妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成22年4月1日現在）

回数	市区町村数	割合
無制限	14	0.8%
20回	0	0.0%
19回	1	0.1%
18回	0	0.0%
17回	0	0.0%
16回	4	0.2%
15回	52	3.0%
14回	1,679	95.9%
合計	1,750	100.0%

全国平均（回） 14.04
（無制限を除く）

都道府県名	14回以上 （無制限含む） （市区町村数）	14回未満 （市区町村数）	公費負担額 （平均）
北海道	179	0	89,201（注）
青森県	40	0	99,792
岩手県	34	0	86,914
宮城県	35	0	103,586
秋田県	25	0	93,785
山形県	35	0	75,000
福島県	59	0	100,955
茨城県	44	0	95,318
栃木県	27	0	91,074
群馬県	35	0	85,640
埼玉県	64	0	91,636
千葉県	54	0	89,594
東京都	62	0	76,513
神奈川県	33	0	61,838
新潟県	30	0	98,003（注）
富山県	15	0	86,560
石川県	19	0	90,270
福井県	17	0	93,200
山梨県	27	0	84,000
長野県	77	0	112,167
岐阜県	42	0	102,757
静岡県	35	0	91,200
愛知県	57	0	101,587
三重県	29	0	90,580

都道府県名	14回以上 （無制限含む） （市区町村数）	14回未満 （市区町村数）	公費負担額 （平均）
滋賀県	19	0	86,035
京都府	26	0	86,730
大阪府	43	0	46,086
兵庫県	41	0	78,581
奈良県	39	0	84,692
和歌山県	30	0	92,090
鳥取県	19	0	89,420
島根県	21	0	99,906
岡山県	27	0	93,940
広島県	23	0	87,593
山口県	19	0	112,457
徳島県	24	0	108,130
香川県	17	0	80,400
愛媛県	20	0	60,635
高知県	34	0	105,310
福岡県	60	0	93,650
佐賀県	20	0	92,500
長崎県	21	0	98,000
熊本県	45	0	93,656
大分県	18	0	92,552（注）
宮崎県	26	0	94,213
鹿児島県	43	0	94,300
沖縄県	41	0	94,710
合計	1,750	0	90,948（注）

（注）公費負担額が明示されていない市区町村は除く

HTLV-1 (ヒトT細胞白血病ウイルス-1型) 母子感染予防対策について

HTLV-1 特命チーム

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1 特命チームが設置され、HTLV-1 母子感染予防対策として、妊婦健康診査におけるHTLV-1 抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定。平成22年12月には、医療体制の整備や研究開発の推進を含めた総合対策がとりまとめられた。

1. 妊婦健診におけるHTLV-1 抗体検査の実施

- ①平成22年10月6日付けで、通知を改正、発出
 - ・HTLV-1 抗体検査を、妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加
 - ・HTLV-1 抗体検査を、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、補助単価(妊婦1人当たり)の上限額を改定
- ②平成22年11月1日付けで、自治体及び関係団体に対し、抗体検査の実施方法等について通知
- ③平成22年度補正予算により、妊婦健康診査支援基金の実施期限を延長するとともに、積み増しを実施、妊婦健診(HTLV-1 抗体検査を含む)の公費助成を平成23年度も継続

2. HTLV-1 母子感染予防対策(平成22年度中に実施、実施主体は国)

- 保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、以下を実施
- ・マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布
 - ・妊婦向けリーフレットの作成・配布
 - ・HTLV-1 対策全国研修会(3月上旬・東京及び大阪)の実施

3. HTLV-1 母子感染対策協議会(平成23年度予算(案)に計上、実施主体は都道府県)

- ・都道府県内のHTLV-1 抗体検査、保健指導・カウンセリング体制の検討・実施状況の把握
 - ・市町村職員等への研修
 - ・HTLV-1 母子感染予防対策に関する普及啓発 等
- (母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部)

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について

元気な日本復活特別枠

1. 事業の目的

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

2. 補助概要

- ＜給付内容＞ 1年度あたり1回15万円、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
- ＜所得制限＞ 730万円未満(夫婦合算の所得ベース)
- ＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・中核市
- ＜補助率＞ 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

3. 平成23年度予算案

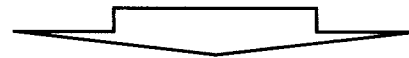
予算額 95億円
(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)99億円)

子どもの心の診療ネットワーク事業について

○ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」(平成20年度から3年間のモデル事業)の評価

- ・地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等は、地域の子どもの心の診療体制整備に寄与
- ・患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていると推測
- ・地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると考えられる

(「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」意見)



平成23年度から「子どもの心の診療ネットワーク事業」として、事業の本格実施を図る。

子どもの心の診療ネットワーク事業(都道府県)

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。

□ 事業内容

- 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援(アドバイス)
- 子ども心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
- 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
- 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣
- 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発等

※ 事業内容の詳細は検討中である。

中央拠点病院の整備(国立成育医療研究センター)

人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

□ 事業内容

- 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
- 都道府県間格差の解消と医療水準の底上げの推進
- 強度の問題行動事例やPTSDへの対応などのための都道府県拠点病院等への専門家の派遣
- 専門医や関係専門職の養成
- 基盤的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の高度な研究・解析
- 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信

(資料4)

マタニティマークについて

1. 趣旨

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」では、その課題の一つに「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」を挙げている。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要である。

とりわけ、各種交通機関における優先的な席の確保については、優先席のマークなどにおなかの大きな妊婦のマークが使われているが、妊娠初期には外見からは妊娠していることが分かりづらいことから、周囲からの理解が得られにくいという声も聞かれるなど、さらなる取組が必要とされている。

こうした課題の解決に向けて、「健やか親子21」推進検討会において、マタニティマークを募集し、マークを妊産婦に役立てていただくとともに、妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起することとし、平成18年3月に発表した。

○マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。
- ・さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

2. マタニティマークの利用方法等について

マークは厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、自治体、民間団体等で自由に利用できる。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0301-1.html>



3. マークの普及に向けた取り組み

厚生労働省のホームページ、政府広報、ポスター等様々な機会をとおして多くの人に広く周知するとともに、関係省庁をとおして、交通機関、職場、飲食店等に本取組への協力を依頼している。また、各市町村において、母子健康手帳と併せてマタニティマークの配布を行えるよう、平成19年度から地方財政上の措置を行っているところである。都道府県、市町村においても、マタニティマークの周知、普及に向けた取組の推進をお願いする。

マタニティマークに関する取組の状況調査結果

平成22年8月末現在

1 マタニティマークに関する広報やグッズの配付に関する取組の状況

マタニティマークをととした「妊産婦にやさしい環境づくり」に関する一般向けの広報や、妊産婦個人が使用するマタニティマーク入りグッズの配付に関する市区町村事業の実施状況

※平成20年度までは作成・購入した市区町村数を記載、平成21年度からは取組を実施している市区町村数へ変更

		平成20年度	平成21年度
		実施(作成・購入)している市区町村数	実施(配付)している市区町村数
一般向け啓発用	ポスター	80	1,011
	リーフレット	59	579
	シール・ステッカー・マグネット	59	895
	ホームページへの掲載 ※平成20年度までは、「その他の取組」に含む		246
	その他の取組	501	231
(再掲)上記のうちいずれかの方法で、啓発のための取組を実施している市区町村の実数			1,448
妊産婦個人用	服や持ち物につけるマーク入りグッズ (キーホルダー・ストラップ・バッジ等)	594	911
	マーク入りシール・ステッカー・マグネット	222	944
	その他の取組	262	121
	(再掲)上記のうちいずれかの方法で、妊産婦個人用グッズを配付している市区町村の実数	881	1,457
その他			80

2 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付状況

平成21年度の市区町村の事業として、妊産婦個人用グッズを配付している場合におけるグッズの配付方法別の市区町村数

	母子健康手帳 交付と同時配付	母親・両親学級 で配付	その他の方法	合計
原則として全員	1,300	2	6	1,308
希望者のみ	93	5	11	109
その他	25	10	5	40
合計	1,418	17	22	1,457

3 市区町村におけるその他の取組例

- 役所の駐車場にマタニティマークを表示し、妊産婦が優先的に駐車できるスペースを設置
- 広報誌等を用いた普及啓発
- 学生を対象とした思春期講座等でマタニティマークの趣旨を説明

4 都道府県における取組例

- 大型店舗や公共の施設に妊婦用駐車スペースの設置を依頼し、当該スペースにマタニティマークを表示
- 連絡用封筒や配布資料等にマタニティマークを印刷
- マタニティマーク入りグッズを、市町村が活用できるように市町村に配付

〔厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ〕

5 マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズの配付に関する取組状況別の市区町村数

平成21年度において、「1_作成・購入して配付」40.4%、「2_以前に作成・購入した在庫を配付」3.7%、「3_団体等からゆずりうけたグッズを活用」37.4%、「4_その他の取組」1.7%であり、合計すると、妊産婦個人用グッズを何らかの方法で配付している市区町村は83.3%(1,457か所)になる。

都道府県名	回答 市区町 村数	平成21年度 (最も当てはまるものを1つ回答。重複回答なし。)							
		1.作成・購 入して配付	2.以前に作 成・購入し た在庫を配 付	3.団体等か らゆずりう けたグッズを 活用を配付	4.その他の 取組を実施	5.必要だが 財政的に困 難	6.活用の場 が少なく要 望もない	7.グッズなし でも妊産婦 にやさしい 環境である	8.取組の 実施がない その他の理 由
北海道	179	39	8	83	1	7	37	3	1
青森県	40	8	3	14	3	5	5	2	
岩手県	34	14	2	12		3	1	1	1
宮城県	35	12		16	1	2	4		
秋田県	25	4	1	11		1	7		1
山形県	35	12	3	13	1	3	3		
福島県	59	16		28		9	6		
茨城県	44	27	1	15		1			
栃木県	27	17		7		2	1		
群馬県	35	19	1	11		1	2		1
埼玉県	64	53	2	9					
千葉県	54	23	2	26		1	1	1	
東京都	62	32	3	12	2	5	2	2	4
神奈川県	33	21		8	2	1	1		
新潟県	30	14		10		1	5		
富山県	15	1		13		1			
石川県	19	4		7	1	2	5		
福井県	17	7		7			3		
山梨県	27	17	1	4		1	1	1	2
長野県	77	20	6	34	2	7	8		
岐阜県	42	22	2	13	1	2	2		
静岡県	35	21	2	10				2	
愛知県	57	41	1	13			2		
三重県	29	14		12	1	2			
滋賀県	19	2		14	3				
京都府	26	15		8	1	2			
大阪府	43	30	3	8		2			
兵庫県	41	16	1	21	1	1	1		
奈良県	39	14	1	17	1	3	3		
和歌山県	30	8	1	12		4	5		
鳥取県	19	7	1	7		2	2		
島根県	21	10	3	2	1	2	3		
岡山県	27	11	3	9	1	1	2		
広島県	23	9		11		2		1	
山口県	19	8		6	1	1	3		
徳島県	24	12	2	4		1	4	1	
香川県	17	13	1	1	1	1			
愛媛県	20	11	2	5		1	1		
高知県	34	7	1	10		3	12	1	
福岡県	60	19	2	26	2	6	4	1	
佐賀県	20	8		10		1	1		
長崎県	21	4		14		2	1		
熊本県	45	14		20		4	7		
大分県	18	9	1	3		4	1		
宮崎県	26	8		11		3	4		
鹿児島県	43	6	3	21	3	3	7		
沖縄県	41	8	2	27		2		2	
合計	1,750	707	65	655	30	108	157	18	10
		1,457			293				
%	100.0%	40.4%	3.7%	37.4%	1.7%	6.2%	9.0%	1.0%	0.6%
		83.3%			16.7%				
	-	100.0%							

食育の推進について

(母子保健・児童福祉分野)

◆取組の方向性

子ども・子育てビジョン

(平成22年1月29日 閣議決定)

○「食育」の普及促進

【参考指標】

食育に関心を持っている国民の割合 90%以上

取組を推進している市町村の割合 100%

食育基本法

(食育推進基本計画 平成18年3月31日食育推進会議決定)

○妊産婦・乳幼児に対する栄養指導の充実

○保育所等における食育の推進

健やか親子21

○「食育」の推進

取組を推進している地方公共団体の割合 100%

○朝食を欠食する子どもの割合 なくす

◆具体的施策

普及啓発等

○自治体における取組

自治体における取組の推進 (次世代育成支援対策交付金)
妊産婦・乳幼児の栄養指導の実施

○保育所における取組

「保育所保育指針」の改定(食育についても明記)(平成20年)
「保育所における食育計画づくりガイド」の公表(平成19年)

基盤整備

○ガイドの作成等

・子どもの食に関する支援マニュアル「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド」(平成16年)

・「保育所における食育に関する指針」(平成16年)

・「妊産婦のための食生活指針」(平成18年)

・「授乳・離乳の支援ガイド」(平成19年)

・「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年)

○科学的根拠の整理等

・「乳幼児栄養調査」の実施(平成17年)

・「日本人の食事摂取基準」(平成21年)

(妊婦・授乳婦・乳幼児に関する分科会設置)

・「乳幼児身体発育調査」の実施(平成22年)

(資料6)

乳幼児身体発育調査の実施

乳幼児身体発育調査

全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、新たに我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資することを目的として実施

22年度

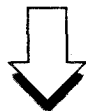
乳幼児身体発育調査専門委員会

調査の実施に当たり、調査項目、調査方法、解析方法等について、専門的な観点から検討



乳幼児身体発育調査

一般調査・病院調査の実施



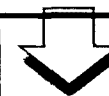
集計・解析



結果の活用

23年度

- ・身体発育曲線(身長、体重、胸囲、頭囲)の作成
- ・運動・言語機能通過率曲線の作成
- ・妊娠中の状況と児の体位等の検討 等



24年度

- ✓母子健康手帳の身体発育曲線に反映
- ✓乳幼児健診時の基準として活用
- ✓保健指導の現場で活用 等

母子保健医療対策等総合支援事業の実施状況

平成22年度(国庫補助対象分)

	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠等サポート事業	妊産婦ケアセンター運営事業
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関			
001	北海道		○		○	旭川医科大学医学部附属病院	○		
002	青森県		○		○	弘前大学医学部附属病院	○		
003	岩手県		○	○	○	岩手医科大学附属病院	○	○	
004	宮城県				○	東北大学病院	○	○	
005	秋田県				○	秋田大学医学部附属病院	○		
006	山形県		○	○	○	山形大学医学部附属病院	○		
007	福島県		○			各保健福祉事務所	○		
008	茨城県		○			三の丸庁舎、県南生涯学習センター	○		
009	栃木県		○	○	○	バルティとちぎ男女共同参画センター	○		
010	群馬県				○	(財)群馬県健康づくり財団	○		
011	埼玉県		○		○	埼玉医科大学総合医療センター	○		
012	千葉県		○	○	○	松戸市保健所、印旛保健所、長生保健所、君津保健所	○		
013	東京都	○	○		○	(社)日本家族計画協会	○		
014	神奈川県	○	○	○	○	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	○		
015	新潟県			○	○	新潟大学医学部総合病院	○		
016	富山県		○	○	○	富山県不妊専門相談センター	○		
017	石川県	○			○	石川県不妊相談センター	○	○	
018	福井県				○	福井県看護協会会館	○		
019	山梨県	○	○		○	山梨県JA会館5階	○		
020	長野県				○	看護総合センターながの	○		
021	岐阜県				○	岐阜保健所、岐阜県県民ふれあい会館	○		
022	静岡県	○	○	○	○	静岡県総合健康センター	○		
023	愛知県		○	○	○	名古屋大学医学部附属病院	○		
024	三重県	○			○	三重県立看護大学	○	○	
025	滋賀県		○	○	○	滋賀医科大学附属病院	○		
026	京都府		○		○	京都府立医科大学附属病院	○		
027	大阪府	○	○		○	ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)	○	○	
028	兵庫県		○	○	○	兵庫県立男女共同参画センター	○		
029	奈良県		○	○	○	(社)奈良県医師会館内	○	○	
030	和歌山県		○	○	○	岩出保健所、田辺保健所、湯浅保健所	○		
031	鳥取県	○		○	○	鳥取県立中央病院	○		
032	島根県		○		○	島根県立中央病院	○		
033	岡山県				○	岡山大学病院	○		
034	広島県		○		○	県立広島病院	○		
035	山口県		○	○	○	山口県立総合医療センター	○	○	
036	徳島県		○	○	○	徳島大学病院	○	○	
037	香川県		○	○	○	香川県立中央病院研修棟	○		
038	愛媛県		○	○	○	愛媛県心と体の健康センター	○		
039	高知県		○		○	各保健所 (安芸、中央東、中央西、須崎、幡多)	○	○	
040	福岡県		○	○	○	保健福祉環境事務所 (宗像・遠賀・嘉穂・鞍手、北筑後)	○		
041	佐賀県	○			○	佐賀県中部保健福祉事務所、各保健福祉事務所	○	○	
042	長崎県	○	○	○	○	各保健所	○		
043	熊本県		○	○	○	熊本県女性相談センター	○	○	
044	大分県				○	大分大学医学部附属病院	○	○	
045	宮崎県		○	○	○	各保健所 (中央、都城、延岡)	○		
046	鹿児島県			○	○	鹿児島大学病院、各保健所	○	○	
047	沖縄県		○	○	○	沖縄県不妊専門相談センター	○	○	
	小計	10	33	25	30	45	47	14	0

	子どもの心の診療拠点病院連携推進事業	療育指導事業	生涯を通じた女性の健康支援事業				特定不妊治療費助成事業	健やかな妊娠等サポート事業	妊産婦ケアセンター運営事業
			健康教育事業	女性健康支援センター事業	不妊専門相談センター事業	不妊専門相談センター実施機関			
048	札幌市			○	○	札幌市不妊専門相談センター	○		
049	仙台市		○	○			○		
050	さいたま市	○			○	さいたま市保健所	○		
051	千葉市		○	○	○	千葉市保健所	○		
052	横浜市				○	横浜市立大学附属市民総合医療センター、各福祉保健センター	○		
053	川崎市	○	○	○	○	川崎市ナーシングセンター	○		
054	相模原市						○		
055	新潟市						○		
056	静岡市						○		
057	浜松市						○		
058	名古屋市		○				○		
059	京都府				○	下京保健センター、京都市子ども保健医療相談・事故防止センター	○		
060	大阪市	○					○		
061	堺市						○		
062	神戸市						○		
063	岡山市						○		
064	広島市	○	○				○		
065	北九州市				○	小倉北区役所	○		
066	福岡市		○	○	○	各区保健福祉センター	○		
067	旭川市						○		
068	函館市						○		
069	青森市	○			○	青森市保健所（青森市健康増進センター）	○		
070	盛岡市		○	○			○		
071	秋田市						○		
072	郡山市						○		
073	いわき市	○					○		
074	宇都宮市						○		
075	前橋市						○		
076	川越市			○	○	埼玉医科大学総合医療センター	○		
077	船橋市			○			○		
078	柏市	○					○		
079	横須賀市						○		
080	富山市						○		
081	金沢市	○					○		
082	長野市					長野市保健所	○		
083	岐阜市						○		
084	豊田市						○		
085	豊橋市						○		
086	岡崎市						○		
087	大津市					大津市総合保健センター内	○		
088	高槻市						○		
089	東大阪市	○					○		
090	姫路市		○				○		
091	西宮市						○		
092	尼崎市						○		
093	奈良市	○					○		
094	和歌山市					和歌山市保健所	○		
095	倉敷市						○		
096	福山市						○		
097	下関市						○		
098	高松市						○		
099	松山市	○					○		
100	高知市					高知市保健所	○		
101	久留米市	○		○			○		
102	長崎市	○					○		
103	熊本市	○					○		
104	大分市						○		
105	宮崎市	○					○		
106	鹿児島市						○		
107	小樽市								
108	八王子市								
109	藤沢市								
110	四日市市								
111	呉市								
112	大牟田市								
113	佐世保市								
114	千代田区								
115	中央区								
116	港区								
117	新宿区								
118	文京区								
119	台東区								
120	墨田区								
121	江東区								
122	品川区								
123	目黒区								
124	大田区								
125	世田谷区								
126	渋谷区								
127	中野区								
128	杉並区								
129	豊島区								
130	北区								
131	荒川区								
132	板橋区								
133	練馬区								
134	足立区								
135	葛飾区								
136	江戸川区								
小計		15	8	9	10		59		
合計	10都府県	33都道府県 15市	25都県 8市	30都県 9市	45都道府県 10市		47都道府県 59市	14都府県	0県

未熟児養育医療給付実施状況（平成21年度）

(単位 人)

都道府県	1000g	1001g	1501g	1801g	2001g	2301g	2501g	計	中核市	1000g	1001g	1501g	1801g	2001g	2301g	2501g	計
	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	以上			特別区	以下	1500g	1800g	2000g	2300g	2500g	
1 北海道	69	94	80	92	20	13	47	415	66 旭川	8	12	11	11	5	1	6	54
2 青森	39	41	33	50	14	9	10	196	67 函館	7	7	14	8	1			37
3 岩手	31	48	37	39	25	10	14	204	68 青森	8	16	7	11	3	2	3	50
4 宮城	24	50	46	57	46	21	13	257	69 盛岡	12	15	8	12	2	2	1	52
5 秋田	14	24	20	28	19	10	17	132	70 秋田	3	7	10	14	9	3	15	61
6 山形	19	26	30	21	17	5	1	119	71 郡山	3	16	15	17	11	6	11	79
7 福島	24	32	37	29	44	10	18	194	72 いわき	5	8	4	15	10	5	1	48
8 茨城	47	79	93	101	37	7	20	384	73 宇都宮	21	21	23	17	8	3	9	102
9 栃木	42	59	44	39	28	9	51	272	74 前橋	15	8	7	8	1	4	13	56
10 群馬	36	42	48	43	41	21	76	307	75 川越	7	6	16	15	4	5	40	93
11 埼玉	127	184	219	211	186	86	365	1,378	76 船橋	17	27	35	18	21	3		121
12 千葉	109	153	166	157	128	34	18	765	77 柏	10	15	14	11	10	4	2	66
13 東京	114	116	131	124	99	45	143	772	78 横須賀	6	11	11	6	13	3	3	53
14 神奈川	48	102	81	44	55	41	40	411	79 相模原	27	29	30	27	44	11	18	186
15 新潟	16	52	53	25	51	2	84	283	80 富山	9	16	17	13	6	3	9	73
16 富山	11	22	27	27	19	6	24	136	81 金沢	7	16	17	13	15	8	28	104
17 石川	19	24	22	19	13	10	35	142	82 長野	6	18	15	23	0	2	14	78
18 福井	14	31	31	32	21	9	35	173	83 岐阜	9	10	15	18	7	1	7	67
19 山梨	23	29	35	50	3	1	1	142	84 豊田	11	9	15	18	5	0	11	69
20 長野	62	67	64	61	32	19	56	361	85 豊橋	5	14	10	27	5	1	1	63
21 岐阜	37	64	66	64	19	8	37	295	86 岡崎	9	17	11	21	5	0	2	65
22 静岡	58	88	94	105	46	11	27	429	87 大津	9	11	11	16	3	1	8	59
23 愛知	125	184	180	179	83	27	91	869	88 高槻	10	16	15	18	8	11	15	93
24 三重	45	72	58	71	34	14	40	334	89 東大阪	4	6	17	18	14	10	17	86
25 滋賀	21	52	48	45	25	7	13	211	90 姫路	18	21	31	21	6	3	3	103
26 京都	40	39	47	45	24	16	55	266	91 西宮	8	22	19	24	15	6	17	111
27 大阪	131	165	134	134	124	73	214	975	92 尼崎	11	19	13	19	13	6	15	96
28 兵庫	41	69	68	68	27	11	26	310	93 奈良	8	8	14	16	7	7	50	110
29 奈良	21	30	42	37	38	20	91	279	94 和歌山	7	14	31	19	4	5	6	86
30 和歌山	6	23	17	14	6	4	10	80	95 倉敷	8	12	29	27	22	8	45	151
31 鳥取	6	17	14	19		2	1	59	96 福山	8	19	29	29	30	7	0	122
32 島根	18	20	31	34	21	3	19	146	97 下関	3	14	12	18	3	1	7	58
33 岡山	15	24	14	28	8	3	19	111	98 高松	10	20	21	22	9	4	9	95
34 広島	23	29	32	56	25	23	31	219	99 松山	14	18	23	31	9	4	6	105
35 山口	27	40	47	53	39	22	91	319	100 高知	10	12	21	15	1	0	0	59
36 徳島	15	29	30	23	19	3	3	122	101 久米	3	9	9	17	2	0	0	40
37 香川	8	16	26	18	9	5	17	99	102 長崎	8	12	15	21	3	2	4	65
38 愛媛	15	29	24	26	6	3	6	109	103 熊本	28	23	44	45	37	14	58	249
39 高知	1	10	11	11	3			36	104 大分	18	21	28	33	21	19	37	177
40 福岡	61	91	117	111	13	3	10	406	105 宮崎	21	25	24	29	11	2	1	113
41 佐賀	31	27	32	40	6	2	14	152	106 鹿児島	27	31	31	37	42	27	20	215
42 長崎	16	38	35	49	3	5	22	168	小計	438	631	742	798	445	204	512	3,770
43 熊本	42	80	52	50	39	11	54	328	107 小樽	2	3	3	4	4	4	1	21
44 大分	23	25	23	38	24	5	32	170	108 八王子	6	6	19	19	20	8	23	101
45 宮崎	14	40	31	45	15	12	17	174	109 藤沢	9	9	14	12	7	3	7	61
46 鹿児島	26	46	51	57	43	26	32	281	110 四日市	10	10	13	23	11	3	8	78
47 沖縄	63	118	96	132	50	9	12	480	111 呉	8	6	9	7	9	3	3	45
小計	1,817	2,740	2,717	2,801	1,647	696	2,052	14,470	112 大牟田	4	8	5	6	2	0	0	25
48 札幌	50	75	59	75	19	14	26	318	113 佐世保	13	14	12	15	7	5	7	73
49 仙台	39	34	61	72	45	16	29	296	114 千代田	1	4	3	2	2	0	2	14
50 さいたま	30	52	39	48	51	28	101	349	115 中央	4	7	9	6	1		1	28
51 千葉	14	37	40	38	24	7	160	116 港	8	11	15	12	6	3	6	61	
52 横浜	89	131	160	188	149	63	179	959	117 新宿	4	6	3	6	3	2	6	30
53 川崎	43	63	62	60	30	13	28	299	118 文京	2	4	6	3	2	2	6	25
54 新潟	16	25	40	22	17	8	14	142	119 台東	5	3	6	3	0	5	4	26
55 静岡	11	11	20	28	7	4	12	93	120 墨田	3	11	9	12	5	1	4	45
56 浜松	19	35	44	55	4	1	9	167	121 江東	25	29	19	22	8	5	2	110
57 名古屋	36	66	65	81	45	10	20	323	122 品川	11	13	21	13	11	7	24	100
58 京都	27	47	35	53	40	19	89	310	123 目黒	4	2	5	12	4	2	5	34
59 大阪	98	86	84	70	54	26	81	499	124 大田	19	26	27	26	18	14	49	179
60 堺	28	31	23	25	23	7	24	161	125 世田谷	18	30	23	32	13	6	20	142
61 神戸	26	42	53	68	31	19	41	280	126 渋谷	4	4	3	5	4	1	4	25
62 岡山	11	21	35	19	26	6	43	161	127 中野	7	8	7	14	2	1	12	51
63 広島	29	40	57	68	58	18	58	328	128 杉並	13	13	16	23	9	7	29	110
64 北九州	32	37	35	39	8	1	4	156	129 豊島	5	5	9	10	4	1	7	41
65 福岡	44	68	84	96	22	6	0	320	130 北	11	8	12	9	4	3	6	53
小計	642	901	996	1,105	653	259	765	5,321	131 荒川	5	3	4	7	2	0	1	22
合計	3,187	4,638	4,830	5,101	2,936	1,257	3,606	25,555	132 板橋	7	22	20	12	5	5	7	78
※平成21年度母子保健衛生費国庫負担金事業実績報告による。									133 練馬	25	29	20	27	8	2	11	122
									134 足立	13	28	19	20	9	3	11	103
									135 葛飾	20	23	18	8	6	2	3	80
									136 江戸川	24	21	26	27	5	0	8	111
									小計	290	366	375	397	191	98	277	1,994

小児慢性特定疾患治療研究事業の実施状況(平成21年度)

(単位 人)

実施主体名	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	自己免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
北海道	248	246	33	302	653	81	176	98	67	125	54	2,083
青森県	157	69	21	161	254	84	81	37	47	31	34	976
岩手県	150	93	39	157	312	64	74	64	58	44	31	1,086
宮城県	165	96	73	162	416	41	99	54	30	45	41	1,222
山形県	128	86	10	81	168	32	36	43	23	17	31	655
福島県	141	60	11	97	317	31	76	45	37	32	27	874
茨城県	183	132	11	105	341	40	123	44	56	32	29	1,096
栃木県	306	149	22	463	584	72	191	82	85	106	68	2,128
群馬県	187	96	66	285	291	41	105	58	57	105	42	1,333
埼玉県	221	114	21	223	367	43	133	55	47	58	42	1,324
千葉県	744	409	153	964	1,343	183	327	217	179	199	140	4,872
東京都	457	369	175	578	913	152	245	128	100	214	95	3,426
神奈川県	970	655	163	1,515	2,014	261	448	336	275	482	214	7,333
新潟県	295	196	29	375	468	71	167	58	63	87	56	1,865
富山県	245	126	18	115	365	35	61	50	45	92	47	1,199
石川県	112	40	4	55	210	15	41	15	14	8	13	564
福井県	86	31	7	206	215	32	41	25	19	7	22	692
山梨県	108	84	16	75	295	23	50	32	22	30	21	736
長野県	70	63	41	43	294	22	46	26	25	28	27	685
岐阜県	227	96	25	163	519	48	103	73	83	50	60	1,447
静岡県	173	96	9	80	402	32	92	56	45	29	39	1,053
愛知県	291	158	32	253	783	62	110	93	73	62	40	1,957
岐阜県	417	265	31	262	972	78	192	116	133	76	98	2,640
三重県	214	108	53	187	553	46	98	57	73	64	46	1,499
滋賀県	177	83	29	258	420	74	83	48	52	96	38	1,358
京都府	203	73	63	235	324	49	81	35	51	58	29	1,201
大阪府	591	399	169	856	1,551	136	253	245	156	301	100	4,697
兵庫県	269	119	31	141	693	60	150	92	66	59	53	1,733
奈良県	157	96	65	349	454	59	55	41	66	62	24	1,428
和歌山県	93	47	10	82	165	27	31	37	29	7	12	540
徳島県	83	30	5	59	139	20	40	20	11	21	25	453
香川県	89	44	10	83	293	26	32	37	24	23	21	682
愛媛県	85	56	4	31	293	15	49	23	22	27	21	626
高松県	178	97	21	188	367	41	59	55	56	53	39	1,154
岡山県	132	74	20	115	461	28	72	42	44	36	26	1,050
広島県	119	130	6	31	155	23	70	29	37	15	10	625
山口県	66	20	12	13	177	8	40	19	12	19	14	400
鳥取県	107	45	10	69	314	25	63	39	35	14	27	748
島根県	44	38	5	50	157	10	26	9	14	5	5	363
岡山県	280	150	50	124	527	75	134	87	93	32	49	1,601
広島県	102	64	22	87	224	24	52	41	40	32	28	716
山口県	180	140	66	261	355	55	114	78	44	63	47	1,403
徳島県	167	78	28	42	369	28	77	53	33	47	28	950
香川県	98	74	8	74	198	26	60	36	36	16	26	654
高松県	87	88	24	108	271	26	55	36	24	36	18	775
愛媛県	149	118	33	213	417	38	94	55	30	59	26	1,232
高松市	340	258	275	561	1,023	138	153	120	79	122	69	3,138
丸亀市	197	125	24	171	584	48	123	67	61	86	31	1,517
宇野市	174	76	57	195	379	41	67	73	48	58	31	1,199
宇野市	141	73	26	189	292	45	64	35	28	27	27	947
宇野市	114	125	37	157	266	39	60	35	34	60	22	949
宇野市	521	271	69	536	688	129	211	118	136	113	103	2,895
宇野市	166	90	17	382	298	65	68	30	145	29	58	1,348
宇野市	105	43	11	41	200	21	55	24	21	52	24	597
宇野市	88	42	14	79	234	19	27	20	26	23	12	584
宇野市	90	49	6	65	406	14	52	28	20	26	16	772
宇野市	231	167	20	114	577	46	85	51	82	51	61	1,485
宇野市	364	168	73	290	643	75	115	81	114	72	57	2,052
宇野市	264	205	45	358	641	55	113	114	68	118	50	2,031
宇野市	141	139	38	259	295	51	49	57	41	89	32	1,190
宇野市	164	90	34	95	332	45	72	48	55	29	29	991
宇野市	91	45	14	60	358	12	43	27	16	42	16	724
宇野市	276	107	29	299	417	69	62	60	74	118	37	1,548
宇野市	119	54	8	36	243	23	50	37	37	13	23	643
宇野市	184	116	50	138	373	37	77	71	68	25	46	1,185
宇野市	49	22	9	37	84	9	29	23	11	41	7	321
宇野市	19	20	1	8	60	9	14	8	8	5	8	160
宇野市	43	16	6	57	62	23	27	10	9	5	5	268
宇野市	43	33	11	46	83	18	17	14	20	14	7	306
宇野市	67	55	6	33	111	17	22	20	20	7	18	376
宇野市	55	26	6	61	112	12	28	13	27	35	8	383
宇野市	52	22	0	31	164	20	23	15	16	8	8	359
宇野市	62	37	20	90	103	16	29	14	14	38	14	437
宇野市	37	22	3	52	74	13	20	9	15	12	6	263
宇野市	42	26	6	44	76	4	11	5	6	5	5	220
宇野市	86	36	35	111	119	9	37	38	18	41	10	540
宇野市	35	29	8	67	81	24	24	13	8	19	12	320
宇野市	38	18	4	43	93	13	25	10	8	13	5	270
宇野市	59	62	13	135	126	24	36	21	22	17	17	532
宇野市	60	30	31	117	117	14	25	7	12	5	5	324
宇野市	46	20	5	116	96	21	21	19	16	6	10	376
宇野市	45	28	9	39	107	7	24	14	10	42	7	332
宇野市	63	35	4	35	149	11	23	14	19	10	18	381
宇野市	89	41	9	50	124	13	29	14	23	19	19	430
宇野市	45	29	1	21	84	4	19	13	12	5	8	241
宇野市	29	26	1	23	77	7	28	18	11	3	5	228
宇野市	32	27	10	54	95	20	25	10	14	16	10	313
宇野市	37	26	20	53	139	12	14	11	11	20	6	349
宇野市	48	48	9	67	103	15	22	30	17	25	6	398
宇野市	63	37	1	44	94	9	26	11	16	10	14	327
宇野市	41	22	13	35	123	1	18	18	23	26	4	332
宇野市	36	17	13	21	135	10	19	11	8	6	5	281
宇野市	36	56	15	106	148	15	15	24	23	15	10	463
宇野市	36	18	3	48	113	8	8	12	7	5	15	285
宇野市	64	28	8	51	178	17	33	21	17	32	11	460
宇野市	49	26	7	115	205	14	25	24	16	41	14	536
宇野市	34	13	4	16	78	4	23	9	3	6	5	195
宇野市	52	31	2	16	175	10	20	24	19	15	11	375
宇野市	55	24	7	53	200	13	33	21	27	11	8	452
宇野市	36	33	3	34	134	5	20	3	16	6	3	297
宇野市	37	12	3	19	88	8	19	17	11	4	5	223
宇野市	45	29	18	67	169	9	32	13	12	9	8	411
宇野市	98	41	25	34	272	20	43	32	20	28	19	632
宇野市	77	31	10	60	144	17	38	15	33	14	11	450
宇野市	52	51	12	62	179	5	19	17	12	30	9	448
宇野市	79	47	9	152	243	29	48	10	21	12	19	669
合計	15,530	9,372	3,005	16,638	34,739	3,974	7,374	4,764	4,449	4,927	3,122	107,894

※平成21年度小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金事業実績報告による。

都道府県別の主な母子保健指標等（平成21年度）

都道府県	周産期死亡率 (出産千対) 平成21年		妊産婦死亡率 (出産十萬対) 平成21年		出生率 (人口千対) 平成21年		乳児死亡率 (出生千対) 平成21年		新生児死亡率 (出生千対) 平成21年		人工妊娠中絶件数及び実施率 (女性人口千対) 平成21年				
	%	順位	件数	%	順位	%	順位	%	順位	件数	%	20歳未満	%	順位	
1 北海道	4.4	16	3	7.2	7.3	44	2.2	30	1.0	31	11,510	9.9	1,190	9.8	4
2 青森県	4.8	8	1	10.2	6.9	46	3.5	2	1.8	5	2,524	9.2	268	8.4	11
3 岩手県	5.4	1	-	-	7.4	42	3.5	2	1.9	3	2,775	10.7	229	7.4	24
4 宮城県	3.9	32	-	-	8.2	29	2.0	38	1.1	21	5,139	10.2	463	8.3	13
5 秋田県	4.7	12	-	-	6.4	47	2.4	16	0.7	45	1,964	9.9	185	8.0	17
6 山形県	4.2	21	-	-	7.4	42	3.1	5	1.5	8	1,934	8.6	146	5.2	45
7 福島県	4.9	7	1	6.0	8.0	33	2.9	7	1.0	31	4,686	11.7	440	8.1	16
8 茨城県	3.9	32	-	-	8.3	26	2.2	30	0.9	36	3,718	6.1	368	5.3	42
9 栃木県	4.1	22	1	5.7	8.6	14	2.5	14	1.5	8	3,807	9.3	370	7.6	22
10 群馬県	5.0	6	-	-	8.3	26	2.7	8	1.8	5	3,518	8.6	317	7.0	30
11 埼玉県	3.9	32	2	3.3	8.5	21	2.3	26	1.1	21	6,989	4.5	698	4.1	46
12 千葉県	5.1	4	3	5.7	8.6	14	2.6	12	1.4	12	7,171	5.4	735	5.3	42
13 東京都	3.9	32	7	6.4	8.5	21	2.3	26	1.1	21	26,462	8.8	1,813	6.3	35
14 神奈川県	4.8	8	3	3.8	8.9	8	2.4	16	1.3	15	13,033	6.5	1,310	6.5	32
15 新潟県	4.0	27	-	-	7.6	39	2.0	38	0.9	36	3,873	8.4	341	6.4	34
16 富山県	5.1	4	2	23.2	7.8	34	2.4	16	1.4	12	1,835	8.7	143	6.5	32
17 石川県	3.8	37	-	-	8.5	21	1.9	44	0.8	43	2,053	8.5	203	7.5	23
18 福井県	2.8	47	-	-	8.8	11	2.1	35	0.6	47	1,317	8.2	107	5.4	41
19 山梨県	4.4	16	1	14.7	7.8	34	2.7	8	1.7	7	1,122	6.4	114	5.7	39
20 長野県	3.7	38	1	5.6	8.1	32	2.2	30	1.3	15	4,172	9.9	374	7.8	19
21 岐阜県	4.8	8	2	11.3	8.5	21	2.2	30	0.9	36	3,025	7.0	255	5.3	42
22 静岡県	3.4	43	-	-	8.6	14	2.0	38	0.9	36	6,057	7.8	602	7.2	27
23 愛知県	4.4	16	3	4.2	9.7	2	2.6	12	1.1	21	11,481	7.0	1,248	7.1	29
24 三重県	3.4	43	-	-	8.6	14	2.4	16	1.1	21	3,794	9.8	351	8.2	14
25 滋賀県	4.0	27	2	14.9	9.5	3	2.4	16	1.3	15	2,221	7.2	221	6.3	35
26 京都府	3.6	39	2	9.3	8.2	29	2.1	35	1.1	21	4,372	7.6	460	7.3	25
27 大阪府	3.9	32	3	3.9	8.7	12	2.3	26	1.1	21	16,603	8.4	1,625	7.7	20
28 兵庫県	4.0	27	5	10.3	8.6	14	2.0	38	1.0	31	7,918	6.5	740	5.6	40
29 奈良県	5.2	2	-	-	7.7	38	4.0	1	2.0	2	1,325	4.4	119	3.5	47
30 和歌山県	5.2	2	-	-	7.5	40	2.4	16	1.5	8	1,535	7.6	151	6.6	31
31 鳥取県	4.1	22	-	-	8.3	26	1.8	45	1.4	12	1,467	12.6	128	9.8	4
32 島根県	4.6	14	-	-	7.8	34	2.0	38	1.1	21	1,096	8.5	100	6.3	35
33 岡山県	4.1	22	1	5.9	8.5	21	2.2	30	1.1	21	3,902	9.8	386	8.8	9
34 広島県	4.4	16	1	3.8	9.0	5	2.4	16	1.3	15	5,823	9.8	629	9.7	6
35 山口県	4.1	22	-	-	7.8	34	2.4	16	1.1	21	2,374	8.6	255	8.2	14
36 徳島県	4.1	22	-	-	7.5	40	3.1	5	2.2	1	1,293	8.4	109	6.1	38
37 香川県	3.5	41	-	-	8.4	24	2.7	8	1.3	15	1,945	9.9	182	7.9	18
38 愛媛県	4.7	12	-	-	8.1	32	2.5	14	1.0	31	2,791	9.8	318	9.9	3
39 高知県	3.3	45	2	35.7	7.1	45	1.7	46	0.7	45	1,602	11.0	172	11.5	1
40 福岡県	4.0	27	1	2.1	9.2	4	2.3	26	1.0	31	13,128	11.8	1,375	11.4	2
41 佐賀県	3.2	46	-	-	8.9	8	1.5	47	0.9	36	2,126	12.2	204	9.7	6
42 長崎県	4.3	20	1	8.2	8.3	26	3.4	4	1.9	3	2,980	10.5	285	8.6	10
43 熊本県	3.5	41	-	-	9.0	5	2.0	38	1.2	20	3,964	10.9	337	7.3	25
44 大分県	4.6	14	-	-	8.4	24	2.7	8	1.5	8	2,492	10.7	269	9.6	8
45 宮崎県	3.6	39	2	19.0	9.0	5	2.4	16	0.9	36	2,193	9.8	208	7.7	20
46 鹿児島県	4.0	27	1	6.5	8.8	11	2.1	35	0.9	36	3,698	10.9	370	8.4	11
47 沖縄県	4.8	8	2	11.5	12.2	1	2.4	16	0.8	43	2,598	8.2	279	7.2	27
全国	4.2		53	4.8	8.5		2.6		1.2		223,405	8.2	21,192	7.1	

注：1）周産期死亡率、妊産婦死亡率、出生率、乳児死亡率、新生児死亡率は人口動態統計による。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠満22週以後の死産数}}$$

2）人工妊娠中絶件数及び実施率は保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）による。

[参考資料]

平成23年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
4	第43回 愛育班員全国大会	14	1	東京都	母子保健課
	児童相談所長研修(前期)	20 ~ 22	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国自立援助ホーム長研修会	25 ~ 26	2	東京都	家庭福祉課
	こいのぼり掲揚式	26	1	厚生労働省	育成環境課
5	児童福祉週間	5 ~ 11	7	-	育成環境課
	児童福祉文化賞表彰式	13	1	厚生労働省	育成環境課
	児童福祉文化賞発表会	14	1	東京都	育成環境課
	第7回日本保育園保健協議会全国研修会	15	1	東京都	保育課
	健全育成専門研修会 事業推進講座	20	1	東京都港区	育成環境課
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	25 ~ 26	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	児童相談所医師専門研修	26 ~ 27	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国児童自立支援施設長会議	26 ~ 27	2	大阪市	家庭福祉課
6	第26回保育を高める全国研修集会	1 ~ 3	3	愛知県豊橋市	保育課
	第9回思春期保健相談士学術研究大会	5	1	東京都	母子保健課
	地域虐待対応研修指導者養成研修	7 ~ 10	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所乳児保育担当者研修会	14 ~ 17	4	千葉県浦安市	保育課
	第54回全国私立保育園研究大会	15 ~ 17	3	兵庫県神戸市	保育課
	保育所長専門講座I	16 ~ 17	2	千葉県千葉市	保育課
	東日本Bブロック児童厚生員等研修会	21 ~ 24	4	長野県軽井沢町	育成環境課
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	21 ~ 24	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	指導監督職員研修	22 ~ 24	3	国立保健医療科学院	保育課・家庭福祉課
	第33回全国母子生活支援施設職員研修会	29 ~ 7/1	3	横浜市	家庭福祉課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議(1回目)	未定		横浜市	家庭福祉課
全国婦人保護施設長等研究協議会	未定	2	京都府	家庭福祉課	
7	全国児童家庭支援センター実務者研修会	1 ~ 3	4	資生堂湘南研修所	家庭福祉課
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	5 ~ 8	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	西日本Bブロック児童厚生員等研修会	5 ~ 8	4	鹿児島県霧島市	育成環境課
	福祉事務所長研修(児童虐待関連)	6 ~ 8	5	国立保健医療科学院	総務課
	第55回全国乳児院研修会	6 ~ 8	3	大阪市	家庭福祉課
	全国児童養護施設新任施設長研修会	6 ~ 8	3	東京都	家庭福祉課
	第60回北海道・東北ブロック保育研究大会	6 ~ 8	3	宮城県	保育課
	第57回中国ブロック保育研究大会	7 ~ 8	2	山口県	保育課
	第59回九州保育事業研究大会	7 ~ 8	2	熊本県	保育課
	先天性代謝異常症等検査技術者研修会	7 ~ 8	2	東京都	母子保健課
	保育21世紀セミナー2011	12 ~ 13	2	千葉県浦安市	保育課
	保育所障害児保育担当者研修会	12 ~ 15	4	千葉県浦安市	保育課
	第52回関東ブロック保育研究大会	14 ~ 15	2	千葉県千葉市	保育課
	第53回東海北陸保育研究大会	14 ~ 15	2	三重県	保育課
	四国ブロック保育研究大会	14 ~ 15	2	徳島県	保育課
	中国・四国・九州ブロック地域組織活動(母親クラブ)指導者研修会	15 ~ 16	2	山口県山口市	育成環境課
	思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー(前期)	16 ~ 19	4	東京都	母子保健課
	近畿ブロック保育研究集会	21 ~ 22	2	滋賀県	保育課
	地域虐待対応合同アドバンス研修	26 ~ 27	2	青森県	総務課
	北信越・東海地区保育所主任保育士(初任者指導保育士)研修会	26 ~ 29	4	岐阜県岐阜市	保育課
	思春期保健セミナー コースI	29 ~ 31	3	東京都・大阪府	母子保健課
	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議	未定		厚生労働省	総務課

平成23年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
8	教育機関と児童相談所職員の合同研修	3 ~ 5	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	10 ~ 12	3	京都府	家庭福祉課
	大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修	23 ~ 24	2	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第62回全日本少年野球大会	23 ~ 25	3	京都府	家庭福祉課
	思春期ピアカウンセリング・コーディネーター養成セミナー	20 ~ 21	2	東京都	母子保健課
	公立保育所トップセミナー	26 ~ 27	2	東京都	保育課
	第6回ファミリーホーム研究全国大会	27 ~ 28	2	東京都	家庭福祉課
	保育所地域子育て支援担当者研修会 研修「地域母子保健」（発達障害児の早期発見と支援）	30 ~ 9/2 8月 ~ 9月	4 3	千葉県浦安市 東京都	保育課 母子保健課
9	放課後子どもプラン指導者研修会	4	1	秋田県秋田市	育成環境課
	第33回全国青年保育者会議	7 ~ 9	3	長崎県長崎市	保育課
	全国保育士養成セミナー・研究大会	7 ~ 9	3	富山県富山市	保育課
	北海道・東北・関東・甲信越ブロック地域組織活動（母親クラブ）指導者研修会	8 ~ 9	2	宮城県仙台市	育成環境課
	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	13 ~ 16	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	東日本Aブロック児童厚生員等研修会	13 ~ 16	4	群馬県前橋市	育成環境課
	保育所初任保育所長研修会	13 ~ 16	4	千葉県浦安市	保育課
	全国母子自立支援員研修会・養育費相談支援に関する全国研修会合同研修会	15 ~ 16	2	栃木県	家庭福祉課
	第12回全国児童家庭支援センター研究協議会	15 ~ 16	2	千葉市	家庭福祉課
	保育所長専門講座Ⅱ	18 ~ 20	3	未定	保育課
	西日本Aブロック児童厚生員等研修会	27 ~ 30	4	奈良県奈良市	育成環境課
	思春期保健セミナー コースⅡ	23 ~ 25	3	東京都	母子保健課
情緒障害児短期治療施設指導者研修 全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長会議	27 ~ 29 未定	3 2	子どもの虹情報研修センター 厚生労働省	総務課 家庭福祉課	
10	第57回全国里親大会	1 ~ 2	2	愛知県名古屋市	家庭福祉課
	里親月間	1 ~ 31		—	家庭福祉課
	母子保健強化月間	1 ~ 31		—	母子保健課
	第5回 子どもの心の診療医研修会	2 予定	1	東京都	母子保健課
	全国母子寡婦福祉研修大会	2 ~ 3	2	三重県	家庭福祉課
	全国児童自立支援施設職員研修会	4 ~ 6	3	沖縄県	家庭福祉課
	第55回全国母子生活支援施設研究大会	6 ~ 7	2	北海道札幌市	家庭福祉課
	公開講座	11	1	子どもの虹情報研修センター	総務課
	幼保連携研修会	11 ~ 13	3	東京都品川区	保育課
	治療機関・施設専門研修	11 ~ 14	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	東日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	11 ~ 14	4	東京都渋谷区	育成環境課
	第61回全国乳児院協議会	13 ~ 14	2	仙台市	家庭福祉課
	全国保育所理事長・所長研修会	19 ~ 21	3	茨城県水戸市	保育課
	第45回全国保育士会研究大会	20 ~ 21	2	鹿児島県鹿児島市	保育課
	第3ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	21	1	滋賀県	母子保健課
	第11回全国児童館・児童クラブ北海道大会	22 ~ 23	2	北海道札幌市	育成環境課
	児童養護施設職員指導者研修	25 ~ 28	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	全国自立援助ホーム連絡協議会全国大会	26 ~ 27	2	北海道函館市	家庭福祉課
	東海・近畿・北陸ブロック地域組織活動（母親クラブ）指導者研修会	27 ~ 28	2	福井県福井市	育成環境課
	第4ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	28	1	愛媛県	母子保健課
	全国民生委員児童委員大会	28 ~ 29	2	島根県	育成環境課
	放課後子どもプラン指導者研修会	30	1	大阪府堺市	育成環境課
	婦人保護事業55周年記念厚生労働大臣表彰及び全国婦人相談員・心理判定員研究協議会	未定	2	厚生労働省・東京都	家庭福祉課
家庭相談員指導者中央研修会	未定	3	資生堂湘南研修所	総務課	

平成23年度 児童福祉関係主要会議等予定表

月	行事名	開催日	日数	開催場所	所管
11	児童虐待防止推進月間	1 ~ 30		—	総務課
	SIDS（乳幼児突然死症候群）強化月間	1 ~ 30		—	母子保健課
	第55回全国保育研究大会	2 ~ 4	3	神奈川県横浜市	保育課
	全国児童館長研修会	8	1	東京都江東区	育成環境課
	北海道・東北地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	8 ~ 11	4	岩手県花巻市	保育課
	第65回全国児童養護施設長研究協議会	9 ~ 11	3	さいたま市	家庭福祉課
	平成23年度 健やか親子21全国大会（母子保健家族計画全国大会）	10 ~ 11	2	福井県	母子保健課
	第2ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	11	1	神奈川県	母子保健課
	第17回日本保育園保健学会	12 ~ 13	2	岡山県岡山市	保育課
	西日本ブロック中堅児童厚生員等研修会	15 ~ 18	4	福岡県福岡市	育成環境課
	児童相談所長研修（後期）	16 ~ 18	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	16 ~ 18	3	国立保健医療科学院	総務課
	第1ブロック 児童福祉施設給食指導担当者・給食関係者研修会	17	1	栃木県	母子保健課
	地域組織活動指導者（母親クラブ）全国大会	17 ~ 18	2	福島県郡山市	育成環境課
	子どもの虐待防止推進全国フォーラム	23	1	岩手県盛岡市	総務課
放課後子どもプラン指導者研修会	27	1	石川県金沢市	育成環境課	
関東地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	29 ~ 12/2	4	東京都品川区	保育課	
全国婦人保護施設等指導員研究協議会	未定	2	長野県	家庭福祉課	
新設全国情緒障害児短期治療施設職員研修会	未定		愛知県	家庭福祉課	
12	地域虐待対応合同アドバンス研修	6 ~ 7	2	大分県	総務課
	全国児童厚生員指導者養成研修会	6 ~ 9	5	千葉県船橋市	育成環境課
	保育所事故予防研修会①	7 ~ 9	3	東京都品川区	保育課
	児童福祉施設指導者合同研修	14 ~ 16	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所事故予防研修会②	14 ~ 16	3	東京都品川区	保育課
	思春期ピアカウンセラー養成者養成セミナー（後期）	17 ~ 18	2	東京都	母子保健課
	放課後子どもプラン指導者研修会	18	1	山口県下関市	育成環境課
	平成23年度乳児保育セミナー	未定		東京都	家庭福祉課
婦人相談所等指導的職員研修	未定	3	国立保健医療科学院	家庭福祉課	
1	思春期保健セミナー コースⅢ	7 ~ 9	3	千葉県成田市	母子保健課
	近畿・中国・四国地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	17 ~ 20	4	大阪府大阪市	保育課
	児童相談所・児童福祉施設職員合同研修	18 ~ 20	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所長専門講座Ⅲ	18 ~ 20	3	東京都港区	保育課
	放課後子どもプラン指導者研修会	22	1	未定	育成環境課
	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	24 ~ 27	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第37回保育総合研修会	25 ~ 27	3	兵庫県神戸市	保育課
	九州地区保育所主任保育士（初任者指導保育士）研修会	31 ~ 2/3	4	大分県大分市	保育課
全国児童養護施設中堅職員研修会	未定		東京都	家庭福祉課	
2	研修「地域母子保健」（子どもの食育・生活習慣病の予防「乳幼児からの健康づくり」）	1 ~ 3	3	東京都	母子保健課
	乳児院職員指導者研修	7 ~ 10	4	子どもの虹情報研修センター	総務課
	第31回青年会議全国大会	16 ~ 17	2	京都府京都市	保育課
	研修「地域母子保健」（保健師の役割とリーダーシップ「地域母子保健と保健師活動」）	16 ~ 17	2	東京都	母子保健課
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	22 ~ 24	3	子どもの虹情報研修センター	総務課
	保育所中堅保育所長研修会	22 ~ 24	3	東京都品川区	保育課
	全国情緒障害児短期治療施設長会議（2回目）	未定		愛知県	家庭福祉課
第38回全国保育士研修会	未定		未定	保育課	
3	地域虐待対応合同アドバンス研修	6 ~ 7	2	兵庫県	総務課
	テーマ別研修（ネグレクト）	14 ~ 16	3	子どもの虹情報研修センター	総務課

説明事項にかかる照会先担当窓口等 一覧表

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
【平成23年度 予算案の概要】	田河 総務課長	書記室 予算係 土佐 TEL 03-5253-1111(内7806) FAX 03-3595-2646 E-mail tosa-akio@mhlw.go.jp
【総務課】 1. 子ども・子育て 支援の推進に ついて	黒田 少子化対策 企画室長	少子化対策企画室 計画係 國松 TEL 03-5253-1111(内7793) FAX 03-3595-2313 E-mail kunimatsu-kouhei@mhlw.go.jp
2. 児童虐待防止 対策について	杉上 虐待防止 対策室長	虐待防止対策室 調整係 横江 TEL 03-5253-1111(内7799) FAX 03-3595-2668 E-mail yokoe-tomohiro@mhlw.go.jp
3. 児童福祉施設等 の整備及び運営 について	杉上 児童福祉 調査官	総務課 調整係 村本 TEL 03-5253-1111(内7830) FAX 03-3595-2668 E-mail muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
4. 児童福祉行政に 対する指導監督 の徹底について	杉上 児童福祉 調査官	総務課 調整係 村本 TEL 03-5253-1111(内7830) FAX 03-3595-2668 E-mail muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
【職業家庭両立課】 ○ 仕事と家庭の 両立支援対策 の推進について	塚崎 職業家庭 両立課長	職業家庭両立課 企画係 中井 TEL 03-5253-1111(内7852) FAX 03-3502-6763 E-mail nakai-mayuko@mhlw.go.jp
【家庭福祉課】 1. 社会的養護体制 の拡充について	高橋 家庭福祉課長	家庭福祉課 指導係 末武 TEL 03-5253-1111(内7889) FAX 03-3595-2663 E-mail suetake-toshinari@mhlw.go.jp
2. 児童養護施設等 の整備について	高橋 家庭福祉課長	家庭福祉課 予算係 川岸 TEL 03-5253-1111(内7887) FAX 03-3595-2663 E-mail kawagishi-naoki@mhlw.go.jp
3. 母子家庭等 自立支援対策 について	竹林 母子家庭等 自立支援室長	母子家庭等自立支援室 母子就業支援係 武居 TEL 03-5253-1111(内7959) FAX 03-3595-2663 E-mail takei-takahiro@mhlw.go.jp
4. 配偶者からの暴 力(ドメスティック・バ イオンス)対策等に ついて	竹林 母子家庭等 自立支援室長	母子家庭等自立支援室 女性保護係 小島 TEL 03-5253-1111(内7892) FAX 03-3595-2663 E-mail kojima-yuji@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
【育成環境課】 1. 平成23年度 子ども手当に ついて	鹿沼 子ども手当 管理室長	育成環境課 子ども手当管理室 指導係 伊藤 TEL 03-5253-1111(内7915) FAX 03-3595-2519 E-mail itou-takeyasu@mhlw.go.jp
2. 放課後児童対策 について	真野 育成環境課長	育成環境課 健全育成係 堀内 TEL 03-5253-1111(内7909) FAX 03-3595-2672 E-mail horiuchi-toshikazu@mhlw.go.jp
3. 児童厚生施設等 の設置運営につ いて	真野 育成環境課長	育成環境課 予算係 笹田 TEL 03-5253-1111(内7907) FAX 03-3595-2672 E-mail sasada-noriaki@mhlw.go.jp
4. 児童委員及び主 任児童委員につ いて	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 齋藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
5. 母親クラブ等の 地域組織活動等 について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 齋藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
6. 児童福祉週間に ついて	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 齋藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
7. 児童福祉文化財 の普及について	真野 育成環境課長	育成環境課 児童環境づくり専門官 齋藤 TEL 03-5253-1111(内7905) FAX 03-3595-2672 E-mail saitou-harumi@mhlw.go.jp
8. (財)こども未 来財団の事業に ついて	真野 育成環境課長	育成環境課 健全育成係 堀内 TEL 03-5253-1111(内7909) FAX 03-3595-2672 E-mail horiuchi-toshikazu@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
【保育課】 1. 待機児童解消「先取り」プロジェクトについて	今里 保育課長	保育課 予算係 百瀬 TEL 03-5253-1111(内7927) FAX 03-3595-2674 E-mail momose-satoru@mhlw.go.jp
2. 多様な保育サービス等の推進について	今里 保育課長	保育課 保育係 小泉 TEL 03-5253-1111(内7947) FAX 03-3595-2674 E-mail koizumi-kazuhide@mhlw.go.jp
3. 幼保一体化について	今里 保育課長	保育課 企画調整係 田上 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tagami-yoshiyuki@mhlw.go.jp
4. 地域主権改革及び構造改革特区について	今里 保育課長	保育課 企画調整係 田上 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tagami-yoshiyuki@mhlw.go.jp
5. 保育所等における安全管理及び事故防止について	今里 保育課長	保育課 保育係 小泉 TEL 03-5253-1111(内7947) FAX 03-3595-2674 E-mail koizumi-kazuhide@mhlw.go.jp
6. 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて	今里 保育課長	保育課 企画調整係 田上 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tagami-yoshiyuki@mhlw.go.jp
7. 認可外保育施設に対する指導監督について	今里 保育課長	保育課 企画調整係 田上 TEL 03-5253-1111(内7920) FAX 03-3595-2674 E-mail tagami-yoshiyuki@mhlw.go.jp

説明事項	担当課室長	照会先担当窓口
[母子保健課] 1. 妊婦健康診査等 について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp
2. HTLV-1 母子感染に対す る対応について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp
3. 不妊に悩む方へ の特定治療支援 事業について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp
4. 子どもの心の 診療ネット ワーク事業に ついて	泉 母子保健課長	母子保健課 主査 小林 TEL 03-5253-1111(内7939) FAX 03-3595-2680 E-mail kobayashi-saoriks@mhlw.go.jp
5. 妊娠期から育児 期に係る支援 体制の充実に ついて	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp
6. 妊産婦ケアセン ター運営事業の 廃止について	泉 母子保健課長	母子保健課 予算係 鈴木 TEL 03-5253-1111(内7936) FAX 03-3595-2680 E-mail suzuki-toshihiro@mhlw.go.jp
7. 「健やか親子 21」について	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健指導専門官 山口 TEL 03-5253-1111(内7940) FAX 03-3595-2680 E-mail yamaguchi-michiko@mhlw.go.jp
8. 児童福祉施設に おける食事の 提供等について	泉 母子保健課長	母子保健課 栄養専門官 清野 TEL 03-5253-1111(内7934) FAX 03-3595-2680 E-mail seino-fukue@mhlw.go.jp
9. 乳幼児身体発育 調査について	泉 母子保健課長	母子保健課 栄養専門官 清野 TEL 03-5253-1111(内7934) FAX 03-3595-2680 E-mail seino-fukue@mhlw.go.jp
10. 基礎自治体への 権限移譲に ついて	泉 母子保健課長	母子保健課 企画調整係 肥沼 TEL 03-5253-1111(内7941) FAX 03-3595-2680 E-mail koinuma-yuka@mhlw.go.jp
11. タンデムマス 法による新生児 マスキリーニ ングについて	泉 母子保健課長	母子保健課 母子保健係 和田 TEL 03-5253-1111(内7938) FAX 03-3595-2680 E-mail wada-saori@mhlw.go.jp